

企 画



ジュニアバドミントン交流事業



第8回 あかがねマラソン



夏季特別展「三沢厚彦 ANIMALS IN NIJHAMA」



令和6年度 こどもふるさと写生大会

企

画

1 歴 代 三 役

市 長

代	市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	白 石 譽二郎	S 12.12.30	S 16.12.29
2	白 石 譽二郎	16.12.30	19. 5. 4
3	西 澤 定 義	19. 5. 5	21. 3.17
4	島 村 計 治	21. 7. 2	21.12.31
5	荒 井 源太郎	22. 4. 5	26. 4. 4
6	白 石 捷 一	26. 4.24	30. 4.10
7	小 野 皐	30. 5. 2	34. 4.29
8	小 野 皐	34. 5. 1	38. 4.29
9	小 野 皐	38. 5. 1	40. 2.24
10	泉 敬太郎	40. 4.15	44. 4.14
11	泉 敬太郎	44. 4.15	48. 4.14
12	泉 敬太郎	48. 4.15	52. 4.14
13	泉 敬太郎	52. 4.15	56. 4.14
14	泉 敬太郎	56. 4.15	59.10.16
15	伊 藤 武 志	59.11.18	63.11.17
16	伊 藤 武 志	63.11.18	H 4.11.17
17	伊 藤 武 志	H 4.11.18	8.11.17
18	伊 藤 武 志	8.11.18	12.11.17
19	佐々木 龍	12.11.18	16.11.17
20	佐々木 龍	16.11.18	20.11.17
21	佐々木 龍	20.11.18	24.11.17
22	石 川 勝 行	24.11.18	28.11.17
23	石 川 勝 行	28.11.18	R 2.11.17
24	石 川 勝 行	R 2.11.18	6.11.17
25	古 川 拓 哉	6.11.18	

助 役

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	本 藤 巴勢一	S 12.12.21	S 15.11.28
2	西 澤 定 義	17. 7.22	19. 5. 4
3	矢 野 桃 郎	19. 5.10	20. 9.15
4	白 石 喜 八	20.11.10	22. 4.10
5	中 川 英 嗣	22. 7. 1	23. 4.14
6	近 藤 統 行	23. 4.30	26. 5.10
7	岡 田 稔	26. 5.28	26. 9.14
8	岡 田 大 六	26. 9.17	30. 1.28
9	瀧 幸 龍 榮	30. 7.21	34. 7.20
10	瀧 幸 龍 榮	34. 7.21	38. 7.20
11	伊 東 祐 一	38. 8. 1	40. 7.31
11	近 石 義 己	38. 8. 1	40. 7.31
12	齋 藤 一	40.12. 4	44.12. 3
13	井 上 啓三郎	45. 3.28	49. 3.27

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
14	松 田 茂 久	S 49. 6.29	S 53. 6.28
15	松 田 茂 久	53. 6.29	57. 6.28
16	松 田 茂 久	57. 6.29	60.12.31
17	加 藤 照 光	61. 1. 1	H元.12.31
18	加 藤 照 光	H 2. 1. 1	5.12.31
19	加 藤 照 光	6. 1. 1	6. 9.30
20	神 野 秀 明	6.10. 1	10. 9.30
21	神 野 秀 明	10.10. 1	12.12.31
22	片 上 孝 光	13. 1. 1	14.12.31
23	鈴 木 暉三弘	15. 1. 1	18.12.31

副市長(H19.4.1から助役制度を廃止し、副市長制度を新設)

代	副 市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	石 川 勝 行	H19. 4. 1	H23. 3. 31
2	石 川 勝 行	23. 4. 1	24. 9. 21
3	近 藤 清 孝	25. 1. 1	28.12. 31
4	寺 田 政 則	29. 1. 1	R 2.12.31
5	加 藤 龍 彦	R 2. 4. 1	6. 3.31
6	原 一 之	3. 1. 1	6.12.31
7	赤 尾 禎 司	7. 1. 1	

収入役(H21.4.1から収入役制度を廃止し、会計管理者制度を新設)

代	収 入 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	小 野 豊	S 12.12.21	S 16.12.19
2	小 野 豊	16.12.20	20.11. 9
3	小 野 豊	20.11.10	22. 6.19
4	小 野 豊	22. 6.20	22.12.31
5	鈴 木 健 市	23. 4.30	27. 4.30
6	鈴 木 健 市	27. 5. 1	31. 4.30
7	鈴 木 健 市	31. 5. 1	35. 4.30
8	鈴 木 健 市	35. 5. 9	39. 5. 8
9	齋 藤 一	39. 5. 9	40.12. 3
10	藤 田 襄 治	40.12. 4	44.12. 3
11	永 易 治	45. 3.28	49. 3.27
12	稲 見 正 夫	49. 6.29	53. 6.28
13	稲 見 正 夫	53. 6.29	57. 6.28
14	稲 見 正 夫	57. 6.29	60.12.31
15	高 橋 昭 博	61. 1. 1	H元.12.31
16	高 橋 昭 博	H 2. 1. 1	5.12.31
17	高 橋 昭 博	6. 1. 1	6. 9.30
18	近 藤 宗 治	6.10. 1	10. 9.30
19	近 藤 宗 治	10.10. 1	12.12.31
20	稲 見 重 幸	13. 1. 1	16.12.31
21	田 村 浩 志	17. 4. 1	21. 3.31

2 第六次長期総合計画

(1) 策定の経緯と意義

本市では、昭和47年に第一次新居浜市長期総合計画を策定して以来、五次にわたり市政の総合的かつ長期的な指針として、社会経済情勢の変化に対応した計画を策定し、行財政運営を図ってきた。

平成23年3月には、第五次新居浜市長期総合計画を策定し、将来都市像「あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」の実現に向け、各種施策に取り組んできた。

しかしながら、計画策定から10年が経過し、「人口減少と少子・超高齢社会の進展」や「成長から成熟への社会経済の変化」、「高度情報ネットワークとグローバル化の進展」、「環境に対する意識の変化」、「安全・安心に関する意識の高まり」、「地域コミュニティの変容」など、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、従来の価値観や手法では対応できない課題が多くなっており、これまで以上に市民、団体、事業者と行政が協働し、時代の変化・課題に的確に対応していく必要がある。

このため、第五次新居浜市長期総合計画の検証を踏まえ、これからの時代において目指すべき新しい将来都市像、その実現を図るための基本的な方針等を定めた第六次新居浜市長期総合計画を令和3年3月に策定した。

(2) 計画の構成

① 基本構想

将来都市像・まちづくりの目標・施策の大綱・施策の体系など、本市が目指す新しいまちづくりの基本方針を示す。

② 基本計画

基本構想の将来都市像を実現するため、施策の体系に沿って、基本的な施策の内容を示す。

③ 実施計画

基本計画に基づき、具体的に実施する事務事業の内容を示す。

(3) 基本構想

基本構想は、今後10年間のまちづくりについての基本方針を示すもので、将来都市像や目標人口を示すとともに、6つのまちづくりの目標と、計画の推進を含め42項目の施策を定めている。

① 将来都市像

一豊かな心で幸せつむぐ一 人が輝く あかがねのまち にはま

② 目標人口 111,000人（令和12年）

③ まちづくりの目標

目標1 未来を創り出す子どもが育つまちづくり (子育て・教育)

- ・少子化が急速に進展する中、本市の未来を担う子どもたちが、「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、社会人として自立し、夢や希望を持ち、健やかに成長できるよう、行政と学校、家庭、地域が相互に連携・協力しながら、学校教育や特別支援教育の充実、教育力の向上を目指します。
- ・安心して子どもを産み、育てていけるよう、子育てに関する相談体制や保育環境の充実を図るとともに、子どもの貧困や発達障がいへの対応、子育て世代への支援などのさまざまなニーズに対応したきめ細やかな子育て支援を実施します。

目標2 健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり (健康・福祉)

- ・年齢や障がいの有無に関わらず、すべての市民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、生活習慣病や感染症対策などのさまざまな疾病対策に取り組むとともに、医療体制の充実と健康づくりに関する意識啓発に努めます。
- ・すべての市民がいつまでもいきいきと生活ができるよう、関係機関と連携を図り、地域全体で支え合う仕組みを構築するとともに、ライフステージに応じ、適切なサービスが受けられるよう、介護サービスや医療供給体制の充実、社会保障の充実に努めます。

目標3 活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が 生み出されるまちづくり (経済・雇用)

- ・本市の基幹産業である工業の振興を図るため、ものづくり産業に携わる人材の確保、育成をはじめ、販路開拓や新事業展開の支援、企業誘致や立地の促進、ICT(情報通信技術)の活用などに努めます。
- ・商業や農林水産業、観光・物産の分野においても、創業や人材育成支援を行うとともに、生産基盤の整備・ブランド化、地産地消や6次産業化による高付加価値化に向けた取組を支援することにより、市内において働きやすく、魅力ある職場が数多く生み出されるまちを目指します。
- ・災害や感染症の発生などに対して、産業活動や雇用の維持・継続を支援します。

目標4 安全・安心・快適を実感できるまちづくり (都市基盤・防災・防犯・消防)

- ・市民がより一層、安全・安心・快適に生活できるよう、市街地や幹線道路、公園緑地、公営住宅、港湾などの都市基盤の計画的な整備を進めるとともに、魅力あふれる都市空間の創出に努めます。

- ・気候変動の影響により頻発化・激甚化が懸念される自然災害や、発生が危惧される南海トラフ巨大地震などの大規模災害を想定した防災・減災、国土強靱化の取組を推進するとともに、感染症対策、交通安全対策や防犯対策など日常生活安全対策の推進、消防体制の充実を図ります。

目標5 人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり

(人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ)

- ・市民一人ひとりが人権についての正しい認識を持ち、すべての市民の人権が尊重されるまちを目指し、さまざまな場での教育活動を推進するとともに、多様な市民・地域との協働によるまちづくりを進めます。
- ・近代化産業遺産などこれまで培ってきた文化や地域資源を次の世代に継承するとともに、生涯学習の充実やスポーツ、文化芸術活動の振興、男女共同参画社会、国際化の推進を通じ、市民一人ひとりの豊かな心を育み、多様な学びや生きがいがあふれるまちを目指します。

目標6 人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり

(地球環境・生活環境・上下水道)

- ・国連において採択されたSDGsの取組や国の地球温暖化対策計画に基づく2030年度中期削減目標の達成に向けた取組など、地球規模で環境保全に関する意識が高まる中、市民、団体、事業者と連携し、地球温暖化対策など、地球環境の保全と継承に努めます。
- ・本市の自然環境を保全し、誰もが住みよい衛生的で快適な居住環境の維持・向上が求められている中、生活環境の保全と調和、循環型社会の実現を目指すとともに、上下水道事業の推進を図ります。

計画の推進 持続可能なまちづくりの推進

(行財政運営)

(4) 基本計画

基本計画は、基本構想の将来都市像を実現するため、42項目の施策の体系に沿って、127の基本計画における具体的な取組方針、取組内容を示している。

(5) SDGsの推進

本市では、第六次長期総合計画において、計画に掲げるすべての施策について、SDGsの17の目標との対応を整理するとともに、「SDGs推進企業登録制度の推進」や「ユネスコスクールにおけるESDの充実」、「カーボンゼロシティを目指すための各種環境

施策の推進」など、持続可能なまちづくりを見据え、様々な取組を推進している。

そうした取組等が評価され、令和4年5月にSDGs達成に向けた優れた取組を行う自治体として、国(内閣府)から「SDGs未来都市」としての選定を受けた。

今後においても、令和5年度に設立した「新居浜市SDGs推進プラットフォーム」における活動等を通じ、企業、団体等の多様なステークホルダーとの連携を強化し、より一層持続可能なまちづくりを推進していく。

3 施政方針(令和7年度)

新年度においては、「ひと、もの、かね、しくみ」の4つの資源を適正に管理し、配分していくことを常に意識し、市政運営に取り組んでいきたいと考えております。

まず、「ひと」は、人づくり、組織づくりであります。専門的知見を有する外部人材や民間組織等との連携を進めるとともに、市職員の政策立案能力を高め、まちづくりを担う地域人材の育成を図るほか、スピード感を持った効率的な施策の執行に資する体制を検討してまいります。

次に、「もの」は、市が所有する公共施設等であります。今後の維持管理や更新等の経費投入においては、社会基盤となるインフラ施設も含め、行政区を越えるエリアで俯瞰し、中長期かつ多角的な視点で真に必要な財産を見極め、新市民文化センターの建設も含め、次世代に過度な負担を残さぬよう、これからの本市と地域の発展に貢献できる公共施設機能の可能性と保持、再編を検討してまいります。

また、「かね」は、安定した財政基盤づくりであります。先ほど述べました公共施設の適正化、そして、効果検証も含めた事業の優先順位付けや取捨選択の精査を進めますが、費用対効果のみにとらわれるのではなく、市民に寄り添う姿勢も忘れずに検討してまいります。加えて、多様な財源の確保に積極的に取り組み、歳入及び歳出マネジメントの強化を図り、発展と継続を両立できる財政構造の構築に向け、粘り強く取り組んでまいります。

そして、「しくみ」につきましては、デジタル技術の活用や市民サービスの向上に繋がる業務改善はもちろんですが、行政による情報の発信及び共有力の強化に取り組み、より多様な主体の行政参画を促すことで、多面的な視点に基づく地域課題へのアプローチや政策立案が可能となる仕組みづくりを検討してまいります。

私は、不確実で将来予測が難しい今日において、これからの行政に必要とされるキーワードは「適応力」だと

考えています。先ほど申し述べました、「ひと、もの、かね、しくみ」の4つの有形無形の資源の磨き上げを通じ、自己変革力を養い、新しい時代に適応できる市政運営を目指してまいります。

そうした想いも込め、新年度を、「未来に繋がる土台づくりの一年」と位置づけ、これまでの新居浜市の歩み、これから歩むべき道のりを再確認し、それらをアップデートし、未来へと踏み出す節目の一年としてまいります。

4 行政改革

(1) 行政改革の推進

近年、国、地方ともに厳しい財政状況が続き、人口減少・少子高齢社会の本格化、経済のグローバル化と地域経済の低迷、地方分権時代の到来をはじめ、社会経済情勢は常に大きく変動を続けており、地方自治体は住民に最も身近な存在として、より迅速で的確な社会環境変化への対応が求められている。

本市では、昭和60年度に「第一次行政改革大綱」を策定、昭和61年度に「第二次行政改革大綱」を策定し、行財政運営の効率化、活力ある組織づくりと人材育成、行政の公正・透明性を目指した行政改革の推進に取り組んできた。

平成6年10月には「新居浜市行政改革要綱」を策定し、以降、毎年度の行政改革実施計画に基づき行政改革を推進し、平成14年度には、平成18年度までの「新居浜市行政改革大綱」を策定した。

また、平成17年度には、国の「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を受け、平成21年度までの5か年計画である「新居浜市集中改革プラン」を策定、平成19年度には、平成22年度までの「新居浜市行政改革プラン」を策定、平成19年度には、平成22年度までの「新居浜市行政改革大綱2007」、平成23年度には、平成27年度までの「新居浜市行政改革大綱2011」、平成28年度には、令和2年度までの「新居浜市行政改革大綱2016」を策定し、行政改革の推進に取り組んできた。

さらに、令和3年度には、第六次新居浜市長期総合計画の将来都市像である「一豊かな心で幸せつむぐ一人が輝く あかがねのまち にいはま」を達成するために、「市民が心豊かに、幸せを実感できる市役所づくり」を基本理念とし、持続可能な自治体経営基盤の確立を目標に定めた、令和7年度までを計画期間とする「新居浜市行政改革大綱2021」を策定し、新しいもの・ことを積極的に取り入れながら、行政運営改革、財政基盤改革、人材育成改革の3つの柱に基づき、行政改革の推進に取り組んでいる。

5 総合戦略

(1) 総合戦略の位置付け

平成26年11月、国はまち・ひと・しごと創生法を制定し、同年12月に日本全体の人口の現状と将来の展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後5か年の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。本市においても、人口減少問題を克服するため、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な事業、取組を示した「新居浜市総合戦略」を平成27年12月に策定し、将来目標人口(令和42(2060)年に9万人を維持)の達成に向けて「住みたい、住み続けたい あかがねのまち」を目指すこととした。

2019年12月に国が引き続き4つの基本目標は継続しつつ、「地方へのひと・資金の流れを強化する」、「新しい時代の流れを力にする」という2つの新たな視点を加えた「第2期創生総合戦略」を策定したことを受け、本市においても2020年3月に「第2期新居浜市総合戦略」を策定し、引き続き令和42(2060)年に人口9万人を維持することを目標に取組を進めている。

なお、本市のまちづくりにおける最上位計画は「第六次新居浜市長期総合計画(令和3年度～令和12年度)」であり、総合戦略は長期総合計画の中で、特に人口減少問題への対応と地方創生に関する分野に特化した目標や施策を定めたものである。

(2) 総合戦略の対象期間

総合戦略の対象期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としたが、第六次長期総合計画の間見直しに合わせ、令和7年度まで延長した。

(3) 総合戦略の基本目標

【基本目標1】**新** たな雇用の創出と産業を支える人づくりに努め、地元産業を振興します

【基本目標2】**居** 住地・観光地としての魅力を高め、関係人口を創出し、交流人口・定住人口を拡大します

【基本目標3】**浜** っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を充実するとともに健康長寿社会を実現します

【基本目標4】**市** 域・組織を越えた連携を深め、地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します

(4) P D C A サイクルの確立

外部有識者で構成される「新居浜市地方創生有識者会議」等を活用し、4つの基本目標に基づく16の施策と具体的な事業、取組及び基本目標の数値目標やK P I（重要業績評価指標）の実績と成果を検証し、必要に応じ、総合戦略の改訂を行い、P D C A サイクルを確立する。

(5) 人口ビジョンの策定と将来目標人口

国が策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、本市における人口の現状分析に基づき、今後、本市が目指す将来の方向と人口の将来展望を示す「新居浜市人口ビジョン」を平成27年12月に策定し、その中で令和22(2040)年まで10万人を維持するとともに、令和42(2060)年の目標人口を9万人とした。

(6) シティブランド戦略の推進

総合戦略に基づき、市民の誇りと愛着を高め、本市の魅力を市内外へ発信することにより、交流人口や移住・定住人口の増加へつなげるため、平成29年3月にシティブランド戦略を策定した。本戦略で定めたブランドのスローガンである「Hello!NEW 新居浜」を旗印に掲げ、市民と行政が一緒になって、未来のあたらしい新居浜をつくるための取組を進めている。

(7) 全国「にいはま倶楽部」

全国各地で活躍している新居浜市出身及び本市にゆかりのある個人とネットワークを形成し、新居浜市勢の発展を図るため、幅広い提言、情報及び助言などを得るとともに、本市の最新の情報を発信することを目的として設置した組織である。

平成15年度には東日本ブロックを、平成16年度には西日本ブロックを発足させ、年1回東京と大阪で交流会を開催しており、平成25年度からは愛媛でも交流会を行っている。また、令和4年度には、学生版全国「にいはま倶楽部」を創設している。令和7年4月1日現在の一般会員数は588人、学生会員数は570人となっている。

(8) 生涯活躍のまち拠点施設（ワクリエ新居浜）

生涯活躍のまち拠点施設（ワクリエ新居浜）は、平成29年度末に廃校となった旧若宮小学校を活用し、『感性をはぐくみ「わくわく」を創造する』を全体コンセプトに、新居浜市の歴史や文化、企業城下町としての地域特性を活かしながら、感性を育み、学びを深め、様々なモノ・コトを創造することのできる場を創り出すこと、また、移住者も含め市内外の人との交流や

多世代交流など、新たな出会いと発見を生み出す場となることを目的として、令和2年6月に着工し、令和3年3月末に竣工、令和3年6月1日にオープンした。

令和6年度は、さらなる施設の認知度向上及び利用者数の拡大を図るため、移動水族館や木育キャラバンの開催のほか、新たにわくわくマルシェを開催する等、交流人口の拡大に向けた取組を行った。

施設の概要

所在地	新田町一丁目8番56号
電話番号	39-6789
敷地面積	約18,241㎡
延床面積	約5,560㎡
構造	(北棟)鉄骨造2階建、(南棟)鉄筋コンクリート造3階建、(給食棟)鉄骨造1階建
主要施設	(北棟)アーカイブ施設、地域活動支援室、多目的室、クッキングスタジオ、倉庫、(南棟)事務室、木育推進ルーム、地域伝承プレイルーム、木育プレイルーム、リカレントルーム、コワーキングルーム、放送室、ものづくり工房、コミュニティサロン、レンタルオフィス、小会議室、スタジオ、倉庫(給食棟)、(体育館)、(運動場)、(プール)、(駐車場)、(その他)エレベーター、渡り廊下、ウッドデッキ
開館時間	ア 地域伝承プレイルーム、木育プレイルーム 9:30~16:00 イ 木育推進ルーム 10:00~16:00 ウ レンタルオフィス 0:00~24:00 エ 他の施設 9:30~21:00
休館日	ア 木育推進ルーム 月曜日及び週一日の範囲内で市長が認める日 イ レンタルオフィスを除く他の施設 月曜日(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日) ウ 12月29日から翌年1月3日まで

施設の管理運営は、指定管理者制度を導入しており、令和3年4月1日から株式会社ハートネットワークが行っている。

利用者数

令和6年度 153,651人

6 広 聴

(1) 市政モニター

市民の意見や提言などを市政に反映させ、行政施策の向上を図るため昭和42年度から設置している。

平成28年度からはモニター定数を増員し、アンケート調査を中心とした広聴活動を実施している。

モニター定数 200人程度(任期1年)

モニター任務 アンケート回答や、会議への出席を通じて、市政に対する意見や提言を行う。

〈令和6年度の実績〉

モニター数 200人(令和7年6月10日時点)

アンケート実施数 3回(7テーマ)

会議開催数 2回

(2) 市民の声

市内の自治会、市政モニター、あるいは一般市民から寄せられる各種要望、意見、苦情等については、「市民の声」として関係部局に連絡を行い、これら広聴事項の解決処理に努めている。また、市長への手紙・メールを活用して、市民の声を行政に反映させることとしている。

(3) まちづくりタウンミーティング

連合自治会と市との共催により、地域主体の懇談会として平成19年度から開催しており、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進する。また、市職員が「地域コミュニティ支援員」として参画し、地域が設定した課題などについて意見交換を行い、政策形成に反映させる。

令和3年度より、「まちづくり校区懇談会」から名称及び実施方法を変更し、「まちづくりタウンミーティング」として、3年間で市内全18校区(地区)において実施している。

令和6年度は各校区・地区において地域コミュニティ支援員が連合自治会から地域の課題を吸い上げ、その課題を市で検討した結果を地域に回答する形で地域課題の解決に努めた。

令和7年度は全ての小学校区・地区、合計18か所にてまちづくりタウンミーティングを開催する予定。

〔実施概要〕

- ・校区から市の重点事業について説明
- ・校区課題について意見交換
- ・その他意見交換

令和6年度 広聴票

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 近 く 満 た せ る	3 次 年 度 以 降	4 調 査 ・ 検 討	5 参 考	6 満 た せ な い	7 そ の 他	
市 民 環 境 部	1	防犯灯の設置について	1							1	1
経 済 部	(1)	農道の補修・整備について	(1)						(1)		(1)
建 設 部	12	屋外広告物について	1	1							1
		道路の補修・整備について	8	2	2		1		3		8
		交通安全施設の整備について	3		2				1		3
合 計	13		13(1)	3	4	0	1	0	4(1)	1	13(1)

令和6年度 市長への手紙・メール

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							
				1 満 た し た	2 近 く 満 た せ る	3 次 年 度 以 降	4 調 査 ・ 検 討	5 参 考	6 満 た せ な い	7 そ の 他	合 計
企 画 部	30	広報・広聴について	5					2	3		5
		政策について	3						3		3
		スポーツについて	9	2	1	2	1	3			9
		文化について	1	1							1
		総合文化施設について	4	1				1	2		4
		その他（企画部）	8	2	1			3	2		8
総 務 部	15	市役所職員について	7	1				6			7
		市役所庁舎について	4					4			4
		税金について	2		1			1			2
		その他（総務部）	2					2			2
福 祉 部	48	生活保護について	3					3			3
		障がい福祉について	1		1						1
		子育て支援について	2					2			2
		保育園について	3					1	2		3
		国民健康保険について	1	1							1
		健康・医療について	10	2	1		2	1	4		10
		窓口対応について	4	1	1			1	1		4
		その他（福祉部）	24	1	4			17	2		24
市 民 環 境 部	53	安全安心について	6	3	1			2			6
		自治会について	9	2				2	5		9
		消費生活について	1					1			1
		戸籍・住民記録について	1					1			1
		マイナンバーカードについて	1					1			1
		窓口対応について	3	2				1			3
		男女共同参画推進について	1					1			1
		ごみ処理について	4	2				2			4
		環境衛生(悪臭・騒音・犬猫)について	7	3				2	2		7
		斎場・墓地について	2			1			1		2
		まちの美化について	5	1				3	1		5
		環境施設について	1					1			1
		その他（市民環境部）	12	3				5	4		12

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							
				1 満 た し た	2 近 く 満 た せ る	3 次 年 度 以 降	4 調 査 ・ 検 討	5 参 考	6 満 た せ な い	7 そ の 他	合 計
経 済 部	51	観光について	6					4	2		6
		太鼓祭りについて	16	3				9	4		16
		マイントピア別子について	1					1			1
		地域公共交通について	12	1			1	6	3	1	12
		農地・農道等について	3	1	1			1			3
		その他（経済部）	13	6	2			3	2		13
建 設 部	67	都市計画について	4	1				2	1		4
		公園整備等について	15	7	1			2	5		15
		道路整備・舗装・改修	32	8		2	3	14	5		32
		交通安全対策について	1						1		1
		市営住宅について	4					3	1		4
		空き家対策について	2						2		2
		その他（建設部）	9	1	1		1	4	2		9
教 育 委 員 会	34	小・中学校について	13	7	1		1	3	1		13
		公民館について	4	1			1	1	1		4
		社会教育について	2	1				1			2
		学校給食について	6	1	1		1	1	2		6
		図書館について	3					1	2		3
		その他（教育委員会）	6	2				3	1		6
消 防 本 部	2	消防・救急について	2					2			2
議 会	2	市議会について	2	1				1			2
選挙管理委員会	4	選挙について	4					4			4
上 下 水 道 局	3	下水道について	1	1							1
		その他（上下水道局）	2	2							2
港 務 局	1	港湾施設について	1						1		1
そ の 他	31	その他	31	2				24	1	4	31
合 計	341		341	74	18	5	11	159	69	5	341

うち 市長への手紙 : 129件

市長へのメール : 212件

7 市 政 広 報

(1) 広 報

ア 印刷物による広報

区分	名称	市政だよりにはま	市 勢 要 覧
発 行 日		毎月 1 回	平成29年11月3日
発 行 部 数		1 回 39,500部	2,100部
版 型		A 4 版	A 4 版
経 費		1,528万円	90万円
単 価		32.24円／部	427円／部
配 布 対 象		全戸	関係機関ほか
配 布 方 法		自治会組織などを通じて配布	随時
内 容		市政に関する情報 季節、地域の話	市制施行80周年を迎えた本市の現在の様子を写真を中心に紹介

イ ホームページによる広報

高度情報化に対応し、インターネットを利用した市政情報広報システムとして、平成8年から運用を開始し、市内外に発信している。

平成24年4月1日から音声読上ソフトを導入した。

平成27年3月に全面リニューアルを行った。

令和2年11月にデザインリニューアルを行い、外国語翻訳機能・フリガナ付与機能・レコメンド機能を導入した。

ウ テレビ放送(地上デジタル放送)による広報

令和7年度下半期から、本市の取組みや魅力を広くPRするため、広報効果の高いテレビ放送を活用した広報番組の制作・放送を開始する。

エ CATV等による広報

CATVデジタル11ch(令和5年～)やコミュニティFMを活用した広報番組を制作し、市の主要プロジェクトの紹介、各施設の紹介、各種イベントのお知らせなどを行っている。

「マイタウンにはま」などの行政広報番組は、株式会社ハートネットワークに制作を委託し、番組を制作、放映している。

また、平成24年4月からデータ放送がリニューアルされ、行政情報を見ることができるようになった。

オ SNS等による広報

携帯電話等を利用した情報提供、情報収集システムとして、平成20年3月25日から「メールマガジン」の運用を開始している。また、平成24年4月1

日から「ツイッター」、平成25年3月27日から「ユーチューブ」、平成25年3月28日から「フェイスブック」、平成30年5月17日から「インスタグラム」を運用。さらに、令和元年8月から「ライン」の運用を開始し、市政情報の発信、市民意識調査に活用している。

カ 民間企業と連携した広報

令和4年5月9日から新居浜駅前郵便局内及びフジ新居浜駅前店内に市政情報発信コーナーを設置した。また、令和5年3月17日からは、イオンモール新居浜内に大型ビジョンが併設された市政情報発信ブース「NIJHAMA CITY INFORMATION」を設置、令和6年2月1日からイオンスタイル新居浜内に設置されたデジタルサイネージを活用するなど民間企業と連携した市政情報の発信を行っている。

キ 声の市政だより

視覚障がい者に市政に関する情報(市政だよりから抜粋)を提供するため、ボランティアグループ「声の図書室やまびこ」の協力を得て、音声(CD-Rなど)で伝えている。また、「点訳グループさざなみ」の協力を得て、点訳市政だよりも提供している。

8 デジタル化の推進

(1) 事務改善

ア 電子計算処理の推進

(ア) 住民情報システム

行政事務の近代化と市民サービスの向上を図るため、昭和43年以来行政事務の電算化を積極的に進めてきた。

○平成16年度 基幹業務システム構築事業に着手し、システム開発及びデータ移行作業を行った。平成19年1月より前基幹業務システムの運用を段階的に開始した。

○平成24年度 基幹業務システムの更新を段階的に開始した。平成24年4月に介護保険システム、平成25年2月に障害福祉サービスの運用を開始した。

○平成27年度 マイナンバー制度の運用に伴う基幹業務システムの改修を実施し、自治体中間サーバーとの情報連携を開始した。

○令和元年度 市税・料金のコンビニ納付を開始した。

○令和2年度 住民票等のコンビニ交付サービスを開始した。

- 令和3年度 自治体システム標準化・共同化を推進するため国保標準システムの導入を行った。
- 令和4年度 引っ越しワンストップサービスの稼働を開始した。マイナンバーびったりサービス電子申請受付を開始した。
- 令和5年度 マイナンバーカードを活用した書かない窓口、行かない窓口(えひめ電子申請システム)の運用を開始した。難聴者等の支援を行う目的で窓口用タブレット端末を整備した。

(イ) 内部事務の電算化

- 平成2年度 内部事務の効率化を図るために財務会計システムの導入に着手した。
- 平成26年度 ICTを活用した業務効率向上を目的として、財務会計システムを更新した。
- 平成27年度 マイナンバー制度の運用に伴い、ネットワーク分離等のセキュリティ強靱化対策を実施した。
- 令和2年度 テレワーク用端末及び各課タブレット端末を導入した。住民本位の視点で、地域課題の解決や時代を切り開く新たな価値創造を目指し愛媛県及び県内全市町で「愛媛県・市町DX協働宣言」を行った。
- 令和3年度 議会用タブレット端末を導入した。文書管理・電子決裁システムの運用を開始した。公民館・小中学校体育館への公共施設Wi-Fiを整備した。
- 令和4年度 業務の改善を目的に、AI会議録作成システム、議場用マイクシステム及び会議用マイクシステムを整備した。
- 令和6年度 職員のスケジュール管理やコミュニケーションツールを更新した。業務効率の改善を目的に生成AIを活用したシステムを導入した。

イ DXの推進

昭和59年4月に「行政診断調査研究委員会」の報告のもとに、「新居浜市OA調査研究委員会」を設置し、行政として来るべき高度情報化時代にどう対応し、情報処理システムの改善に取り組んでいけばよいかについて調査研究を行い、昭和60年11月に報告した。

また、事務の近代化を進める中で、昭和58年7月従来の和文タイプにかわり、ワードプロセッサ2台を導入し、昭和61年度からは庁内各部局にOA機器を設置することにより、業務への適用を図るとともに、業務の利用拡大に対応するため、機器の機能強化にも努めている。

さらに平成12年5月には、庁内LANによる全庁的なネットワークシステムを稼働させ、平成20年2月、平成25年2月及び平成30年2月に全面更新し、情報の共有化を行っている。

令和3年4月には、デジタル技術を活用して行政サービスの更なる向上に繋げていくための指針となる新居浜市DX推進計画を策定した。

また、研修部門との連携により継続的なデジタルに関する研修を実施し、職員の知識を深めるよう、その推進を図るものである。

9 地域情報化の推進

(1) テレトピア構想

テレトピア構想は旧郵政省の提唱する高度情報化施策であり、平成元年2月28日、地域指定を受けたものである。

テレトピアとは、テレコミュニケーション(電気通信)とユートピア(理想郷)の二つの言葉を併せた名称で、各種の情報通信メディアを活用し、活力ある快適な地域社会の形成発展を促進し、高度情報通信社会への円滑な移行を図るものである。

新居浜市テレトピア計画では、「人と地域が輝く情報ネットワーク都市」を目標に、次の3つのシステム構築を目指す。

- ア 情報通信メディアを利用し、市民生活に必要な情報を広く提供し、また地域外へ情報を発信するための市民総合情報ネットワークシステム
- イ マルチメディア時代の情報化人材育成と教育分野の情報化を図るための教育情報ネットワークシステム
- ウ 行政内部の情報化を推進し、行政サービス水準の高度化、行政事務処理の効率化等により、市民への情報サービスの充実及び都市機能の強化を図るための行政情報ネットワーク

○ 株式会社ハートネットワーク

平成2年9月1日、テレトピア計画の主要なメディアのひとつである都市型CATVとして開局した。以後、市内域でサービスエリア(対象区域)を順調に広げ、現在、新居浜・金子・宮西・金栄・惣開・若宮・泉川・中萩・角野・大生院・船木・高津・垣生・浮島・神郷・多喜浜の16校区に及んでいる。また、インターネット接続サービスを平成12年12月から、一部別子山地区でのインターネットサービスを平成23年4月から、デジタル放送サービスを平成15年4月から、地域WiMAXサービスを平成21年4月から、LTE

10 別子銅山文化遺産

サービスを平成26年12月から、それぞれ開始した。チャンネル数は現在デジタル93チャンネル、FMラジオ4チャンネル、また加入世帯数はCATV16,607世帯、インターネット、LTE及びBWA7,127世帯(令和7年3月31日現在)となっている。(なお、CATV対応集合住宅も含めた新居浜市内の加入率は37.0%となっている。)

同社の自主制作番組は5チャンネルあり、「新居浜チャンネル」では毎日市内の出来事や話題、市役所をはじめ官公庁からのお知らせ等を提供、「コミュニケーションチャンネル」では、スポーツ大会、運動会、音楽会、講演会をはじめ地域の伝統行事や催し物などを提供し、市民のためのチャンネルとしてコミュニティの向上が図られている。

平成29年9月より地域WiMAX方式を高度化した地域BWA方式への基地局切り替えを行い、市内での提供を開始した。

平成30年4月には住民に対し、災害発生時に重要情報を迅速に提供することを目的に、コミュニティラジオ放送の正式運用を開始し、平時は市民参加型のラジオ局として放送している。

また、公共施設の指定管理事業にも取り組んでおり、あかがねミュージアム(平成27年7月～)やワクリエ新居浜(令和3年4月～)の管理運営を行っている。

令和4年3月には旅行業の登録を行い、新居浜市移住体験ツアーや銅婚ツアーを実施している。

設立年月日 昭和63年3月17日
所在地 坂井町二丁目3番17号
☎ 32-7777
(新居浜テレコムプラザ2階)
資本金 4億9,550万円

○ 新居浜テレコムプラザ

全国で5番目、四国で初めての民活法に基づく電気通信高度化基盤施設で、本市の情報化を推進するため、ニューメディアや情報通信システムに慣れ親しむためのデモンストレーションの「場」、情報関連の人材を育てていくための「場」、データベースを構築し、これを地域に根づかせていくための事業展開の「場」を提供するため、本市も出資した第三セクターの新居浜テレコムプラザ株式会社により建設された。

所在地 坂井町二丁目3番17号
☎ 33-5200
資本金 2億7,000万円
敷地面積 4,266㎡
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造9階建
総延床面積 4,244㎡
竣工 平成3年2月28日

300年の歴史を誇る「別子銅山」は、本市発展の礎であり、全国的にも極めて貴重な「近代化遺産」が市内各所に点在している。

平成21年8月に旧山根製錬所煙突を含む5つの物件が、平成23年1月には旧端出場水力発電所が、令和2年8月には住友山田社宅の6棟8件が国の登録有形文化財に登録された。平成24年3月に策定した『別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画』を推進、産業遺産の価値を明確にし、文化財化に取り組んでいる。平成25年3月には旧端出場水力発電所の調査報告書が完成し、その価値を明らかにした。

情報発信事業として、これまで「あかがねエッセイ賞作品集」の出版、「あかがねフォトコンテスト」を実施したほか、「NHK大阪別子銅山展」や「別子銅山東京展(六本木)」を開催し情報発信を行った。また、鷲尾勘解治の功績と自彊舎活動を顕彰するため、菊本町の自彊舎跡地を整備し記念碑を設置。平成28年度には、別子銅山小説出版事業として本市出身の井川香四郎氏の執筆により歴史小説「別子太平記」を出版。29年度は市制施行80周年記念事業として、第2回あかがねフォトコンテスト事業、口屋あかがねの松クローン松の記念植樹を行うとともに、三井住友銀行東館(東京都千代田区丸の内)において「愛媛・新居浜 地方創生展」を開催し、全国に向けて情報発信を図った。令和元年度は、東温市の坊っちゃん劇場において別子銅山を題材としたミュージカル「瀬戸内工進曲」の年間上演に協力、あわせて、期間中に劇場へ行けない方などを対象に本市事業としてミュージカルの8K映像(超高精細映像)の上映事業を実施した。

また、情報発信の継続的取り組みとして、主に高校生を対象に「別子銅山産業遺産創造塾」を開催し次世代への継承や郷土愛の醸成に取り組んでいる。住友山田社宅では企画展として「東平索道展」や「四阪島のくらし」などの各種テーマで開催した。

登録有形文化財旧端出場水力発電所については、平成30年度に着手した本体耐震補強工事が令和3年度末に竣工。4年度は、アクセス道等の周辺整備工事を実施し、令和5年3月28日から一般公開を開始した。また、発電所の全体像として水路システム等を可視化したPR映像を発電所内で放映し、ダイジェスト版をHP等で公開するほか、AR動画もエリア内で見ることができる。

住友山田社宅については、共電幹部社宅2棟が平成22年3月に住友共同電力株より寄贈され、別子鉱業所

長社宅を含む4棟が、住友金属鉱山㈱、住友化学㈱から平成31年3月に寄贈された。令和元年度は、現存する6棟について「住友山田社宅保存活用計画」を策定し、令和2年度末から、別子鉱業所長社宅、住友化学幹部社宅の2棟について、限定公開を開始した。3年度は、外国人社宅2棟及び共電幹部社宅2棟の耐震改修設計並びに駐車場等周辺整備設計を実施した。4年度から6年度にかけて、耐震改修等を実施、7年度以降も設計に基づき周辺整備工事を実施予定である。

また、市民が郷土新居浜に愛情と誇りが持てるまちづくりを推進することを目的として「新居浜市あかね基金」を平成20年4月に設置し、産業遺産の保存整備及び活用に役立てている。

11 広瀬歴史記念館

広瀬歴史記念館は、日本の近代産業を育成した広瀬幸平の足跡を通して、新居浜の生い立ちと日本の近代化の歩みを後世に伝え、また、近代化遺産の保存・継承と市民文化の向上を図るため、生涯学習の拠点施設として平成9年4月29日にオープンした。

施設の概要

展示館と旧広瀬邸の二つの施設から構成され、これらの施設を合わせた名称が新居浜市広瀬歴史記念館である。展示館新築工事の工期は、平成8年3月22日から平成9年3月30日まで、総工事費は10億8,008万円であり、その内2億円は展示工事である。

展示館の構造は、鉄筋コンクリート造り地上1階、地下1階、延べ床面積1,051.94平方メートルであり、1階は、展示室、記念室、収蔵庫、事務室、地下1階は、機械室である。

旧広瀬邸は、母屋が旧金子村久保田にて明治10年建築、明治20年に現在地に移築、新座敷と庭園が明治22年に造られた。建物は、伝統的な日本家屋であるが、西洋文化が取り入れられており、これらが見事に調和している。

平成15年5月30日、母屋・新座敷など旧広瀬邸の主要な建物が国の重要文化財(建造物)「旧広瀬家住宅」に、平成30年2月13日、亀池を含む庭園が国の名勝「旧広瀬氏庭園」にそれぞれ指定された。

令和4年3月、重要文化財・名勝ともに保存活用計画を策定した。

今後の保存整備にあたり、令和6年度に旧広瀬邸等

保存活用事業推進委員会を新たに設置し、外部有識者の専門的な知見を得るとともに、文化庁、愛媛県教育委員会文化財保護課の指導のもと事業を推進していく。

所在地	上原二丁目10番42号、52号 ☎ 40-6333		
敷地面積	36,515.22㎡		
	内 展示館	4,688.03㎡	
	旧広瀬邸	10,476.00㎡	
	その他(亀池等)	21,351.19㎡	
建築面積	展示館	1,072.39㎡	
	旧広瀬邸	1,318.95㎡	
展示館の内容	幸平翁の偉業を時代を追って紹介し、古文書や当時の財界人からの書状など歴史資料約250点を展示		
観覧料	一般	550円(440円)	
	障がい者及びその介護者	270円	
	市内在住の65歳以上の者		
	18歳未満の者又は学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校の生徒、学生等	無料	
開館時間	※()内は団体20人以上の場合		
	9:30~17:30		
	(受付時間は17:00まで)		
休館日	月曜日		
	国民の祝日の翌日(日曜日を除く。)		
	12月29日から翌年1月3日まで		

使用料		(単位:円)		
	記念室	和室A	和室B	
9:30~12:00	2,200	2,200	1,320	
13:00~17:00	3,300	3,300	2,200	
9:30~17:00	5,500	5,500	3,520	

※和室 A 25畳
和室 B 16畳

※冷暖房を使用するときは、冷房については5割、暖房については3割をそれぞれの使用料金に加算する。

※使用時間の延長を行うときは、1時間につき、別に使用料金の2割の額を徴収する。

令和6年度観覧者数 7,679人

12 予 算

(1) 各会計予算総括表

(単位：千円・％)

年度 区分 会 計		令和 5		6		7	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
一 般 会 計		51,515,420	55.4	51,456,179	55.9	53,415,836	57.1
特 別 会 計	渡 海 船 事 業	186,136	0.2	187,799	0.2	189,412	0.2
	平 尾 墓 園 事 業	30,991	0.1	28,965	0.0	26,263	0.0
	国 民 健 康 保 険 事 業	12,302,222	13.2	11,847,469	12.9	11,389,913	12.2
	介 護 保 険 事 業	14,105,247	15.2	14,016,919	15.2	13,281,220	14.2
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	1,966,247	2.1	2,334,319	2.5	2,329,793	2.5
	小 計	28,590,843	30.8	28,415,471	30.8	27,216,601	29.1
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	3,722,176	4.0	3,572,730	3.9	3,918,655	4.2
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	716,479	0.8	509,448	0.5	605,247	0.6
	公 共 下 水 道 事 業 会 計	8,429,110	9.0	8,167,967	8.9	8,419,470	9.0
	小 計	12,867,765	13.8	12,250,145	13.3	12,943,372	13.8
合 計		92,974,028	100	92,121,795	100	93,575,809	100

(2) 令和7年度一般会計性質別予算

(歳入)

(歳出)

(単位：千円・％)

性質 区分		当初予算額	構成比	性質 区分		当初予算額	構成比
自 主 財 源	市 税	20,385,285	38.2	人 件 費		8,638,027	16.2
	分 担 金 及 び 負 担 金	320,131	0.6	物 件 費		8,172,634	15.3
	使 用 料 及 び 手 数 料	741,566	1.4	維 持 補 修 費		210,848	0.4
	財 産 収 入	65,960	0.1	扶 助 費		14,692,377	27.5
	寄 附 金	745,500	1.4	補 助 費 等		3,907,754	7.3
	繰 入 金	1,315,941	2.5	公 債 費		4,916,929	9.2
	繰 越 金	900,000	1.7	出 資 金 及 び 貸 付 金		1,040,240	1.9
	諸 収 入	1,660,033	3.1	繰 出 金 及 び 積 立 金		5,057,508	9.5
小 計		26,134,416	49.0	予 備 費		10,000	0.0
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	356,000	0.7	小 計		46,646,317	87.3
	利 子 割 交 付 金	15,000	0.0	投 資 的 経 費	補 助 事 業 費	3,310,075	6.2
	配 当 割 交 付 金	88,000	0.2		単 独 事 業 費	3,429,444	6.4
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	150,000	0.3		災 害 復 旧 事 業 費	30,000	0.1
	法 人 事 業 税 交 付 金	323,000	0.6	小 計		6,769,519	12.7
	地 方 消 費 税 交 付 金	2,750,000	5.1				
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	30,000	0.1				
	環 境 性 能 割 交 付 金	30,000	0.1				
	地 方 特 例 交 付 金	80,000	0.1				
	地 方 交 付 税	5,464,000	10.2				
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	0.0				
	国 庫 支 出 金	9,965,082	18.6				
	県 支 出 金	4,026,238	7.5				
	市 債	3,992,100	7.5				
小 計		27,281,420	51.0				
合 計		53,415,836	100	合 計		53,415,836	100

(3) 令和7年度一般会計財源内訳

(歳出)

(単位：千円・%)

科目	財源 当初予算額	特 定 財 源			一般財源	一般財源 充 当 率
		国県支出金	地方債	その他		
議 会 費	352,085	0	0	0	352,085	100.0
総 務 費	5,644,586	936,398	699,800	364,656	3,643,732	64.6
民 生 費	22,783,666	11,414,966	23,400	664,204	10,681,096	46.9
衛 生 費	5,237,201	509,366	1,250,500	561,142	2,916,193	55.7
労 働 費	331,409	0	0	298,250	33,159	10.0
農 林 水 産 業 費	754,618	112,059	153,900	42,103	446,556	59.2
商 工 費	1,380,737	18,967	31,000	609,948	720,822	52.2
土 木 費	4,539,259	575,732	885,100	364,500	2,713,927	59.8
消 防 費	2,095,814	67	428,500	134,207	1,533,040	73.1
教 育 費	5,336,465	423,765	519,900	361,881	4,030,919	75.5
災 害 復 旧 費	30,000	0	0	0	30,000	100.0
公 債 費	4,919,996	0	0	172,303	4,747,693	96.5
予 備 費	10,000	0	0	0	10,000	100.0
計	53,415,836	13,991,320	3,992,100	3,573,194	31,859,222	

13 決 算（令和6年度）					コード番号		3 8 2 0 5 1		市町村 類 型	Ⅲ－2	
(1) 決算カード（速報値）					ふりがな		にいはまし				
					市町村名		新 居 浜 市				
人口			面積	人口密度	人口集中 地区人口	産 業 構 造					
						区 分		第 1 次	第 2 次	第 3 次	
国調	R 2 年	115,938	km ² 234.47	人 494.5	84,290 人	就 業 人 口	R 2 年 国調	650	17,030	33,827	
	H27年	119,903			86,704 人			1.2 %	32.0 %	63.5 %	
	増加率	△ 3.3	40. 1. 1 以降の合併状況								
住民 登録	6. 3. 31	113,466	H15. 4. 1 別子山村と合併				H27年 国調	720	16,960	34,206	
	5. 3. 31	114,886						1.3 %	30.9 %	62.3 %	
区 分			令和 5 年度	令和 6 年度	区 分			指数等		指定団体等 の 状 況	
歳 入 総 額 A			56,136,821	55,537,000	6 年度交付税種地区分			I－4			
歳 出 総 額 B			55,104,771	54,495,961	基 準 財 政 需 要 額 千円			23,676,253		離島 特農 山振 旧新産都 広域市町村圏	
歳入歳出差引額（A－B） C			1,032,050	1,041,039	基 準 財 政 収 入 額 千円			18,186,548			
翌年度へ繰越すべき財源 D			89,982	63,129	標 準 財 政 規 模 千円			28,845,194			
実 質 収 支（C－D） E			ア 942,068	イ 977,910	実 質 赤 字 比 率			－			
					連 結 実 質 赤 字 比 率			－			
単 年 度 収 支 F			△ 128,602	イ－ア 35,842	実 質 公 債 費 比 率			(単) 3.5 % (3年) 3.1 %			
積 立 金 G			620,056	473,781	将 来 負 担 比 率			－		事務の共同 処理の状況	
繰 上 償 還 金 H			0	0	水 道 事 業 会 計			－			
積 立 金 取 り 崩 し 額 I			400,000	450,000	資金不足比率	工 業 用 水 道 事 業 会 計			－		税務事務 後期高齢者医療
実質単年度収支（F+G+H－I） J			91,454	59,623		公 共 下 水 道 事 業 会 計			－		
						渡 海 船 事 業 特 別 会 計			－		
一 般 職 員 等 ※ 職員数はR 7 年 4 月 1 日現在数、給料月額はR 7 年 4 月分											
区 分		職員数 A 人	給料月額B 千円	1人当たり給料 B/A 円	財 政 力 指 数			(単) 0.768 (3年) 0.767			
一 般 職 員		610	201,122	329,708	実 質 収 支 比 率			3.4 %			
教 育 公 務 員		10	3,980	398,000	積 立 金 現 在 高 千円			6,487,701			
消 防 職 員		151	48,099	318,536	地 方 債 現 在 高 千円			51,790,140			
技能労務職員		7	2,295	327,857	収 益 事 業 収 入 額 千円			－			
合 計		778	255,496	328,401	債 務 負 担 行 為 額 千円			7,071,066			
公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法適用 の有無	普通会計から の 繰 入 額 千円	職員数 人	特 別 職 等						
	交 通	無	56,361	11	区 分		改定実施 年 月 日	1 人 当 り 平 均 給料(報酬)月額 円			
	港 湾 整 備	無	177,003	2							
	国民健康保険	無	1,116,666	20	市 町 村 長		28. 4. 1	956,000			
	介 護 保 険	無	2,055,851	27	副 市 長（統 括）		28. 4. 1	780,000			
	後 期 高 齢	無	550,294	6	教 育 長		28. 4. 1	658,000			
	上水道事業	有	11,559	32	議 会 議 長		28. 4. 1	572,000			
	下水道事業	有	1,661,907	26	議 会 副 議 長		28. 4. 1	518,000			
					議 会 議 員（24 人）		28. 4. 1	482,000			
					国保会計の 状況	収 支 額		千円	0		
						普通会計からの繰入額		千円	1,116,666		
						加 入 世 帯 数		世帯	12,663		
						被 保 険 者 数		人	17,754		
						一世帯当たり保険料調定額(医療分)		円	125,197		
				被保険者一人当たり保険料調定額(医療分)		円	89,009				
				被保険者一人当たり費用(医療分)		円	414,397				

※ 産業構造の割合は、分類不能を含めた総数における割合

市町村名		新居浜市		類型	Ⅲ－2	性 質 別 歳 出							
歳 入													
区 分		決算額 千円	構成比 %	経常一般財源 K 千円	Kの構成比 %	区 分		決算額 千円	構成比 %	税 等 千円	経常一般財源 千円	経常収支 比率 %	臨時財政対策 債等を除いた 経常収支比率 %
地 方 税		19,932,939	35.9	18,705,441	64.0	人 件 費		8,421,568	15.5	7,717,549	7,146,829	24.3	24.5
地 方 譲 与 税		370,931	0.7	370,931	1.3	うち 職 員 給		5,126,322	9.4	4,703,762	4,639,571	15.8	15.9
利 子 割 交 付 金		13,676	0.0	13,676	0.1	扶 助 費		14,931,835	27.4	5,474,960	3,185,763	10.9	10.9
配 当 割 交 付 金		130,507	0.2	130,507	0.4	公 債 費		4,868,954	8.9	4,689,563	4,689,563	16.0	16.0
株式譲渡所得割交付金		194,004	0.4	194,004	0.7	内 元 利 償 還 金		4,868,954	8.9	4,689,563	4,689,563	16.0	16.0
地方消費税交付金		3,182,481	5.7	3,182,481	10.9	内 一時借入金利子		0	0.0	0	0	0.0	0.0
ゴルフ場利用税交付金		31,349	0.1	31,349	0.1	小 計		28,222,357	51.8	17,882,072	15,022,155	51.2	51.4
法人事業税交付金		343,773	0.6	343,773	1.2	物 件 費		7,548,681	13.8	6,198,130	3,963,561	13.5	13.6
軽油・自動車交付金		0	0.0	0	0.0	維 持 補 修 費		282,484	0.5	230,761	230,761	0.8	0.8
自動車税環境性能割交付金		33,184	0.1	33,184	0.1	補 助 費 等		3,582,548	6.6	3,266,045	1,736,339	5.9	5.9
地方特例交付金		708,684	1.3	708,684	2.4	繰 出 金		5,648,234	10.4	4,649,368	4,287,805	14.6	14.7
地 方 交 付 税		6,242,236	11.2	5,500,885	18.8	投資出資金・貸付金		902,561	1.7	129,480	120,000	0.4	0.4
内 訳	普 通	5,500,885	9.9	5,500,885	18.8	積 立 金		689,288	1.2	667,721	計	86.4	86.8
	特 別	741,351	1.3	－	－	前年度繰上充用金		0	0.0	0	経常経費充当一般財源 25,360,621 千円		
交通安全対策特別交付金		9,702	0.0	9,702	0.0	投 資 的 経 費		7,619,808	14.0	1,686,435			
分担金・負担金		273,656	0.5	－	－	うち 人 件 費		214,427	0.4	214,427			
使 用 料		487,623	0.9	900	0.0	普通建設事業費		7,582,102	13.9	1,685,823			
手 数 料		248,435	0.4	2,455	0.0	内 補 助	2,350,825	4.3	209,880	税等総額 35,751,051 千円			
国 庫 支 出 金		10,230,875	18.4	－	－		内 単 独	4,941,315	9.1				1,381,939
県 支 出 金		3,859,347	6.9	－	－	内 県 営 事 業 負 担 金		52,597	0.1				17,797
財 産 収 入		283,868	0.5	4,457	0.0		同級他団体施行 事業負担金	237,365	0.4				76,207
寄 附 金		493,876	0.9	－	－	内 災 害 復 旧 事 業 費		37,706	0.1				612
繰 入 金		1,444,353	2.6	－	－		失業対策事業費	0	0.0				0
繰 越 金		1,032,050	1.9	－	－								
諸 収 入		1,620,199	2.9	543	0.0	合 計		54,495,961	100.0	34,710,012			
地 方 債		4,369,252	7.9	(117,152)									
合 計		55,537,000	100.0	29,232,972 (29,350,124)	100.0								
※経常一般財源の()内は臨時財政対策債を含む													

市 町 村 税						区 分	決算額 千円	構成比 %	税 等 千円	
区 分		決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準 税額 × 100 75 千円					超過課税分 収入済額 千円
市町村 民 税	個 人 分	5,625,974	28.2	△ 7.4	5,597,028	－	議 会 費	341,508	0.6	341,508
	法 人 分	1,745,541	8.8	△ 3.2	1,603,864	393,583	総 務 費	5,598,849	10.3	4,583,264
固 定 資 産 税		10,025,584	50.3	△ 1.2	10,123,761	－	民 生 費	23,055,738	42.3	12,069,043
軽 自 動 車 税		464,683	2.3	3.3	466,304	－	衛 生 費	3,356,993	6.2	2,327,825
市町村たばこ税		843,168	4.2	△ 3.6	852,297	－	労 働 費	331,651	0.6	33,581
小 計		18,704,950	93.8	△ 3.3	18,643,254	393,583	農 林 水 産 業 費	921,806	1.7	495,113
							商 工 費	1,816,226	3.3	1,168,497
法 定 外 普 通 税		－	－	－		－	土 木 費	5,767,580	10.6	3,485,675
旧 法 に よ る 税		－	－	－		－	消 防 費	1,933,085	3.5	1,472,576
目 的 税		1,227,989	6.2	△ 0.6		－	教 育 費	6,409,004	11.8	3,985,894
内 訳	都 市 計 画 税	1,227,498	6.2	△ 0.6		－	災 害 復 旧 費	37,706	0.1	612
	入 湯 税	491	0.0	△ 5.0		－	公 債 費	4,869,454	8.9	4,690,063
							諸 支 出 金	56,361	0.1	56,361
合 計		19,932,939	100.0	△ 3.2	18,643,254	393,583	合 計	54,495,961	100.0	34,710,012

適 用 税 率 の 状 況						徴 収 率	区 分	現年課税分 %	滞納繰越分 %	合 計 %
市民税 個人分	均 等 割	3,000円	市民税 法人分	均 等 割	50,000円～ 3,000,000円					
	所 得 割	標準税率に 対する比率 1.0		法 人 税 割	8.4/100					
				固 定 資 産 税	1.4/100					

(2) 一般会計決算の推移(款別)

ア 歳 入

(単位：千円・%)

年度 区分	令和 4		5		6	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比
市 税	19,711,989	37.0	20,582,488	36.7	19,932,939	35.9
地 方 譲 与 税	356,831	0.7	348,821	0.6	370,931	0.7
利 子 割 交 付 金	13,937	0.0	8,919	0.0	13,676	0.0
配 当 割 交 付 金	83,562	0.2	93,014	0.2	130,507	0.2
株式等譲渡所得割交付金	68,737	0.1	112,372	0.2	194,004	0.3
法 人 事 業 税 交 付 金	306,163	0.6	306,222	0.5	343,773	0.6
地 方 消 費 税 交 付 金	2,889,271	5.4	2,886,632	5.1	3,182,481	5.7
ゴルフ場利用税交付金	31,698	0.1	31,379	0.1	31,349	0.1
環 境 性 能 割 交 付 金	23,083	0.1	33,625	0.1	33,184	0.1
地 方 特 例 交 付 金	123,614	0.2	235,562	0.4	708,684	1.3
地 方 交 付 税	6,255,397	11.8	5,896,720	10.5	6,242,236	11.2
交通安全対策特別交付金	12,067	0.0	10,515	0.0	9,702	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	223,702	0.4	246,201	0.4	264,032	0.5
使 用 料 及 び 手 数 料	704,231	1.3	752,572	1.4	709,637	1.3
国 庫 支 出 金	10,982,820	20.6	11,147,650	19.9	10,230,875	18.4
県 支 出 金	3,778,275	7.1	3,741,572	6.7	3,859,345	7.0
財 産 収 入	120,041	0.2	91,345	0.2	283,118	0.5
寄 附 金	561,641	1.1	551,226	1.0	493,876	0.9
繰 入 金	1,343,403	2.5	1,110,037	1.9	1,403,070	2.5
繰 越 金	1,091,636	2.0	1,241,324	2.2	1,032,050	1.9
諸 収 入	1,862,817	3.5	1,858,044	3.3	1,686,189	3.0
市 債	2,710,389	5.1	4,849,548	8.6	4,393,352	7.9
合 計	53,255,304	100	56,135,788	100	55,549,010	100

イ 歳 出

(単位：千円・%)

年度 区分	令和 4		5		6	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比
議 会 費	345,574	0.7	352,185	0.6	341,908	0.6
総 務 費	5,512,993	10.6	5,793,298	10.5	5,636,642	10.3
民 生 費	22,016,187	42.2	23,069,404	41.9	22,966,106	42.1
衛 生 費	4,189,986	8.0	3,714,212	6.7	3,706,302	6.8
労 働 費	379,957	0.7	344,595	0.6	331,651	0.6
農 林 水 産 業 費	863,719	1.7	929,228	1.7	923,616	1.7
商 工 費	2,033,357	3.9	2,161,584	3.9	1,817,436	3.3
土 木 費	5,529,308	10.5	5,160,439	9.4	5,437,029	10.0
消 防 費	1,513,387	2.9	1,553,666	2.8	1,950,075	3.6
教 育 費	4,990,547	9.6	7,223,362	13.1	6,425,635	11.8
災 害 復 旧 費	46,695	0.1	35,319	0.1	37,706	0.1
公 債 費	4,752,232	9.1	4,766,446	8.7	4,933,865	9.1
合 計	52,173,942	100	55,103,738	100	54,507,971	100

(3) 一般会計歳出決算性質別の推移

年度 区分 性質別	令和 4			5			6		
	決 算 額	構成比	市民1人 当 たり	決 算 額	構成比	市民1人 当 たり	決 算 額	構成比	市民1人 当 たり
	千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円
1. 人 件 費	8,651,102	16.6	75,302	8,176,233	14.8	72,058	8,673,649	15.9	77,432
2. 物 件 費	7,824,934	15.0	68,111	7,035,427	12.8	62,005	7,097,904	13.0	63,365
3. 補 助 費 等	7,233,911	13.9	62,966	6,572,588	11.9	57,926	5,639,569	10.4	50,346
4. 維 持 補 修 費	402,007	0.8	3,499	192,760	0.3	1,699	184,309	0.3	1,645
5. 扶 助 費	12,200,111	23.4	106,193	12,705,072	23.1	111,973	13,514,009	24.8	120,642
6. 建 設 事 業 費	5,649,102	10.8	49,172	8,627,622	15.7	76,037	7,857,009	14.4	70,141
(1) 普通建設事業費	5,603,706	10.7	48,777	8,592,303	15.6	75,726	7,819,303	14.3	69,804
ア 補 助	3,337,986	6.4	29,055	5,619,315	10.2	49,524	3,706,780	6.8	33,091
イ 単 独	2,265,720	4.3	19,722	2,972,988	5.4	26,202	4,112,523	7.5	36,713
(2) 災害復旧事業費	45,396	0.1	395	35,319	0.1	311	37,706	0.1	337
7. 出資金及び貸付金	1,234,355	2.4	10,744	1,089,362	2.0	9,601	902,561	1.7	8,057
8. 積 立 金	340,087	0.6	2,960	781,332	1.4	6,886	689,219	1.3	6,153
9. 繰 出 金	3,887,652	7.4	33,839	5,159,652	9.4	45,473	5,018,613	9.2	44,802
10. 公 債 費	4,750,681	9.1	41,351	4,763,690	8.6	41,983	4,931,129	9.0	44,021
歳 出 合 計	52,173,942	100	454,137	55,103,738	100	485,641	54,507,971	100	486,604

(4) 特別会計決算の推移

(単位：千円)

事業別 年度 区分	令和 4		5		6	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
渡海船事業	224,534	224,534	172,582	172,582	175,705	175,705
平尾墓園事業	24,839	24,839	28,666	28,666	27,499	27,499
国民健康保険事業	11,875,185	11,875,185	11,738,307	11,738,307	10,769,952	10,769,952
介護保険事業	13,493,869	13,163,058	13,647,337	13,431,490	13,788,148	13,788,148
後期高齢者医療事業	1,957,742	1,864,865	2,058,348	1,965,136	2,274,570	2,156,440
工業用地造成事業	308,447	148,485	—	—	—	—
計	27,884,616	27,300,966	27,645,240	27,336,181	27,035,874	26,917,744

(5) 水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業決算の推移

ア 水道事業

(単位：千円)

年度 区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
令和 2	1,828,418	1,526,347	302,071	641,861	1,303,087
3	1,762,109	1,578,198	183,911	507,250	1,613,576
4	1,945,777	1,555,504	390,273	271,826	1,109,949
5	2,160,805	1,564,291	596,514	285,450	1,178,827
6	2,137,417	1,645,149	492,268	163,923	1,676,814

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

イ 工業用水道事業

(単位：千円)

年度 区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
令和 2	229,103	183,267	45,836	43,057	505,271
3	247,827	183,335	64,492	32,810	120,321
4	238,490	189,909	48,581	44,417	204,849
5	214,383	187,956	26,427	70,472	446,462
6	248,217	184,759	63,458	63,119	354,168

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

ウ 公共下水道事業

(単位：千円)

年度 区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
令和 2	3,897,460	3,696,391	201,069	3,591,072	4,983,508
3	3,699,824	3,560,339	139,485	3,197,576	4,800,472
4	3,849,466	3,659,677	189,789	2,673,799	4,225,056
5	4,022,222	3,824,058	198,164	2,249,457	3,830,736
6	3,930,204	3,771,322	158,882	2,228,964	3,990,954

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

(6) 市債現在高の推移

(単位：千円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度増減見込み		令和7年度末 見 込 額
			令和7年度中 起 債 見 込 額	令和7年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計					
総 務	3,184,062	3,269,348	1,053,800	262,974	4,060,174
民 生	1,702,451	1,557,381	21,100	187,797	1,390,684
衛 生	3,045,263	3,300,658	1,102,600	277,496	4,125,762
農 水	711,642	856,678	225,500	52,704	1,029,474
商 工	950,718	860,285	31,000	159,173	732,112
土 木	6,554,444	6,575,169	930,700	577,511	6,928,358
公 営 住 宅	2,906,818	3,251,365	228,500	82,341	3,397,524
消 防	5,113,096	5,037,696	569,400	442,949	5,164,147
教 育	7,267,943	8,269,574	502,800	613,916	8,158,458
災 害 復 旧	276,099	232,565	1,000	60,689	172,876
減 税 補 て ん 債	62,236	30,925	—	20,962	9,963
臨 時 財 政 対 策 債	20,387,381	18,668,696	—	1,862,915	16,805,781
減 収 補 て ん 債	526,400	449,546	—	76,860	372,686
行 政 改 革 推 進 債	—	—	334,300	—	334,300
計	52,688,553	52,359,886	5,000,700	4,678,287	52,682,299
特 別 会 計					
平 尾 墓 園 事 業	13,130	4,390	—	4,390	0
計	13,130	4,390		4,390	0

(単位：千円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度増減見込み		令和7年度末 見 込 額
			令和7年度中 起 債 見 込 額	令和7年度中 元金償還見込額	
企 業 会 計					
水 道 事 業	5,341,545	5,107,937	300,000	313,804	5,094,133
工 業 用 水 道 事 業	330,044	314,652	100,000	15,466	399,186
公 共 下 水 道 事 業	32,150,870	31,229,629	1,681,100	2,306,875	30,603,854
計	37,822,459	36,652,218	2,081,100	2,636,145	36,097,173

(7) 普通会計決算(財政指標)の推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	令和 2	3	4	5	6	
歳 入 総 額 ①	64,611,981	58,143,712	53,409,897	56,136,821	55,537,000	
歳 出 総 額 ②	63,447,462	57,052,076	52,168,573	55,104,771	54,495,961	
歳入歳出差引額（①－②）③	1,164,519	1,091,636	1,241,324	1,032,050	1,041,039	
翌年度へ繰越すべき財源 ④	262,942	107,718	170,654	89,982	63,129	
実 質 収 支（③－④）⑤	901,577	983,918	1,070,670	942,068	977,910	
単 年 度 収 支 ⑥	△ 60,937	82,341	86,752	△ 128,602	35,842	
積 立 金 ⑦	603,873	889,577	100,905	620,056	473,781	
繰 上 償 還 金 ⑧	－	－	－	－	－	
積立金取り崩し額 ⑨	1,345,000	1,400,000	460,000	400,000	450,000	
実質単年度収支（⑥＋⑦＋⑧－⑨）	△ 802,064	△ 428,082	△ 272,343	91,454	59,623	
基 準 財 政 需 要 額 注：1	21,500,581	21,894,452	22,587,137	23,165,281	23,676,253	
基 準 財 政 収 入 額 注：2	16,701,377	20,381,605	17,053,415	18,008,247	18,186,548	
標 準 財 政 規 模 注：3	27,748,236	28,526,491	27,874,939	28,392,345	28,845,194	
財 政 力 指 数 注：4	単年度	0.777	0.731	0.755	0.777	0.768
	三年平均	0.772	0.757	0.754	0.754	0.767
実 質 収 支 比 率（％） 注：5	3.2	3.4	3.8	3.3	3.4	
実 質 公 債 費 比 率（％） 注：6	1.4	1.6	2.2	2.7	3.1	
積 立 金 現 在 高	7,263,755	8,540,431	7,533,579	7,202,106	6,487,701	
地 方 債 現 在 高	53,071,866	53,518,511	52,404,804	52,084,381	51,790,140	
債 務 負 担 行 為 額	6,932,714	7,758,403	5,794,222	7,616,829	7,071,066	
経常一般財源比率（％） 注：7	95.1	99.3	100.3	100.7	101.3	
経 常 収 支 比 率（％） 注：8	(86.3) 81.5	(81.1) 75.1	(82.3) 80.6	(85.7) 85.0	(86.8) 86.4	

注：1 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を合理的に算定した額をいう。

この性格及び算定上の基本的なものは、特定財源を充当される部分を除いて一般財源をもって賄われる額であること。客観的な「あるべき財政需要額」を算定するものであること。義務的性格や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性、独自性の強い経費は必ずしも算入されるわけではないこと等である。

注：2 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において見込まれる市税、利子割交付金、特別とん譲与税譲与金等の一般財源収入を、一定の方法で算定した額である。

この性格及び算定上の基本的なものは、収入実績ではなく、客観的な「あるべき一般財源収入額」を算定するものであり、その算定にあたっては、徴収努力の大小が地方交付税に影響を与えることのないように、なるべく客観的、間接的な資料を用いることとされている。

注：3 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算方式によって算定されたもの。

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} = & (\text{基準財政収入額} - \text{市民税所得割における税源移譲相当額の25\%} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times \frac{100}{75} + \\ & (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}) \end{aligned}$$

注：4 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値であり、地方公共団体の財政力を示す。

財政力指数は、必要とする一般財源に対して、制度上現実に収入されうる税収入等がどれだけあるかということを示す指標であり、この指標が高いほど財政力が強いといえる。

この指数が「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、「1」以下でも「1」に近いほど留保財源が多く、それだけ財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

注：5 実質収支比率

実質収支額の標準財政規模に対する割合をいい、実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数であらわされる。おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされている。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

注：6 実質公債費比率

公債費比率と同様、公債費による財政負担の度合いを示す指標の一つで、この数値が一定基準以上になると起債の発行が制限されることとなる。

$$\text{実績公債費比率} = \frac{A - B}{C - B} \times 100$$

A：元利償還金・準元利償還金

B：算入公債費の額

C：標準財政規模

注：7 経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源(毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず、自由に使用しうる収入)の割合であり、市の収入の安定性と財政上の自立性がどの程度確保されているかを判断することができる。

$$\text{経常一般財源比率} = \frac{\text{経常一般財源}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

注：8 経常収支比率

容易に縮減することの困難な経常経費(人件費、扶助費、公債費等)に経常的一般財源がどの程度充当されているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するための指標であり、80%を超えると、弾力性を失いつつあると考えられる。

$$\begin{aligned} \text{経常収支比率} = & \frac{\text{経常経費充当の一般財源}}{(\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債})} \times 100 (\%) \end{aligned}$$

なお、表内()は、平成12年度までは、経常一般財源等に減税補てん債を加えたもので、平成13年度以降は経常一般財源から減税補てん債及び臨時財政対策債を、平成20年度以降は経常一般財源から減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いたものである。

14 スポーツ

(1) 生涯スポーツ事業

市民の誰もが年齢・性別、障がいの有無を問わず、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む。

- 生涯スポーツの推進とスポーツ機会の創出
- 市民によるスポーツを支えるまちづくり
- 施設環境の整備と施設の効果的な活用

主な事業

(令和6年度)

行 事 名	実 施 期 間	参加人員 (人)
・ 市民歩け歩け大会	4/7	239
・ 市民体育祭	9/13～1/19	3,623
・ 体力づくり指導者講習会	5/16、6/12、7/16、8/21、9/19	191
・ 第8回 あかがねマラソン	12/1	798
・ 大府市・新居浜市ジュニアバドミントン交流大会	8/17	53

(2) 競技力向上事業

国体レガシーを活かしながら、トップアスリートの育成など、中学・高校の選手を中心にレベルアップに取り組む。

- トップアスリートの育成とチームの競技力向上

主な事業

- ・ 運動部活動競技力向上事業
- ・ 高校スポーツ強化運動部指定校事業

(3) 体育施設

ア 市民体育館

所在地 東雲町一丁目1番25号

☎ 34-1888

敷地面積 4,863㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造3階建

延床面積 6,210㎡

総事業費 5億7,520万円

完成 昭和52年7月31日

1階トレーニング室 315㎡ 昭和54年3月24日完成

1階体育室 520㎡ 昭和56年11月18日完成
(卓球台 10台)2階競技場 1,763㎡
(バレーコート3面、バスケットコート2面、テニスコート3面、バドミントンコート12面、ハンドボールコート1面、卓球30台、体操全種目)

3階観覧席 808席(固定席)

市民体育館使用料

区 分					使用時間	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
競 技 場 及 び 体 育	全 面 使 用	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	入場料を 徴収しな い場合	学校（学校教 育法第1条に 定める学校）	競 技 場	1,100 円	1,650 円	2,200 円	4,400 円
				体 育 室	550	770	1,100	2,200	
			一 般	競 技 場	2,200	3,300	4,400	8,800	
				体 育 室	1,100	1,650	2,200	4,400	
		入場料を 徴収する 場合	学校（学校教 育法第1条に 定める学校）	競 技 場	3,300	4,950	6,600	13,200	
				体 育 室	1,650	2,420	3,300	6,600	
			一 般	競 技 場	6,600	9,900	13,200	26,400	
				体 育 室	3,300	4,950	6,600	13,200	
	部 分 使 用	アマチュ アスポー ツ以外に 使用する 場合	入場料を徴収しない場合	競 技 場	26,400	39,600	52,800	105,600	
				体 育 室	11,000	16,500	22,000	44,000	
			入場料を徴収する場合	競 技 場	52,800	79,200	105,600	211,200	
				体 育 室	22,000	33,000	44,000	88,000	
		スポーツ 以外に使 用する場 合	入場料を徴収しない場合	競 技 場	26,400	39,600	52,800	105,600	
				体 育 室	11,000	16,500	22,000	44,000	
			入場料を徴収する場合 又は営業目的の場合	競 技 場	52,800	79,200	105,600	211,200	
				体 育 室	22,000	33,000	44,000	88,000	
室	個人利用の場合	普通利用の場合	高 校 生 及 び 一 般	150円	150円	150円			
			小 学 生 及 び 中 学 生	50	50	50			
		回数利用の場合	高 校 生 及 び 一 般	11枚綴 1,500円					
			小 学 生 及 び 中 学 生	11枚綴 550円					
トレーニング室	高 校 生 及 び 一 般				150円	150円	150円		
	小 学 生 及 び 中 学 生				50	50	50		
	定期利用の場合（高校生及び一般に限る。） 1 カ月					1,500円			

器具使用料

区 分	数量	区 分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
バスケット用具 (ボールを除く)	1組	午前、午後、 夜間各1回 につき	110円	220円
バレーボール用具 (ボールを除く)	"	"	110	220
バドミントン用具 (ラケット・シャトル コックを除く)	"	"	110	220
テニス用具 (ラケット・ボール を除く)	"	"	110	220
卓球用具 (ラケット・ボール を除く)	"	"	110	220
フットサル用具 (ボールを除く)	"	"	110	220
体操用具	1種目	"	110	220
電光掲示板	1台	"	550	1,100
放送設備	一式	"	1,100	2,200
フロアーシート	1枚	"	50	110

利用状況

(令和6年度・単位：人)

区 分	団 体	個 人
バレーボール	4,875	
卓球	5,880	17,462
バドミントン	6,679	12,412
テニス	249	
バスケットボール	3,799	
トレーニング室		15,791
体操	83	
その他	39,994	
計	61,559	45,665

合計利用日数 342日

合計利用人数 107,224人

利用日1日平均 313人

イ 山根総合体育館

所 在 地 角野新田町三丁目14番1号

☎ 43-2905

敷地面積 5,358㎡

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建

屋根部分鉄骨造銅板葺き

延床面積 3,252㎡

建設事業費 4億9,000万円

完 成 昭和62年3月10日

1階競技場 1,326㎡

(バレーコート2面、バスケットコート2面、バドミントンコート8面)

1階トレーニング室 124.90㎡

2階競技場 1,073.4㎡

(卓球コーナー3台、柔剣道場393.95㎡、ジョギングコース170m)

山根総合体育館使用料

区 分					使用時間	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
競 技 場 及 び 柔 剣 道 場	全 面	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	入場料を 徴収しな い場合	学校（学校教 育法第1条に 定める学校）	競 技 場	880 円	1,320 円	1,650 円	3,300 円
				一 般	柔剣道場	440	660	880	1,650
					競 技 場	1,650	2,750	3,300	6,600
				柔剣道場	880	1,320	1,650	3,300	
			入場料を 徴収する 場合	学校（学校教 育法第1条に 定める学校）	競 技 場	2,750	3,850	5,500	11,000
				一 般	柔剣道場	1,320	1,650	2,750	5,500
					競 技 場	5,500	7,700	11,000	22,000
				柔剣道場	2,750	3,850	5,500	11,000	
	使 用	アマチュ アスポー ツ以外に 使用する 場合	入場料を徴収しない場合	競 技 場	19,800	33,000	39,600	79,200	
				柔剣道場	8,800	13,200	16,500	33,000	
			入場料を徴収する場合	競 技 場	39,600	66,000	79,200	171,600	
				柔剣道場	16,500	27,500	33,000	66,000	
		スポーツ 以外に使 用する場 合	入場料を徴収しない場合	競 技 場	19,800	33,000	39,600	79,200	
				柔剣道場	8,800	13,200	16,500	33,000	
			入場料を徴収する場合	競 技 場	39,600	66,000	79,200	171,600	
				柔剣道場	16,500	27,500	33,000	66,000	
場	部 分 使 用	個 人 利 用 の 場 合	競技場及び柔剣道場の2分の1未満の部分を使用する場合		全面使用料の2分の1に相当する額				
			普通利用の場合	高 校 生 及 び 一 般	150 円	150 円	150 円		
				小 学 生 及 び 中 学 生	50	50	50		
			回数利用の場合	高 校 生 及 び 一 般	11枚綴 1,500 円				
				小 学 生 及 び 中 学 生	11枚綴 550 円				
ト レ ー ニ ン グ 室	高 校 生 及 び 一 般					150 円	150 円	150 円	
	小 学 生 及 び 中 学 生					50	50	50	
	定期利用の場合（高校生及び一般に限る。） 1 カ月					1,500 円			

器具使用料

市民体育館の器具使用料と同じ

利用状況 (令和6年度・単位：人)

区 分	団 体	個 人
バレーボール	2,471	
卓球	4	7,700
バドミントン	3,293	9,837
トレーニング		2,414
バスケットボール	11,133	
剣道	678	
拳 武 道		
そ の 他	11,246	
計	28,825	19,951

利用状況

(令和6年度・単位：人)

区 分	東 雲 市民プール	山根公園 屋内プール	別 子 山 市民プール
使 用 日 数	58日	56日	39日
使 用 日 1日平均利用者数	641	43	5
大 人 (高校生以上)	14,709	4,568	222
小 人	22,496	481	
利 用 者 計	37,205	5,049	222

合計利用日数 341 日

合計利用人数 48,776 人

利用日1日平均 143 人

ウ 市民プール

名称 区分	東雲市民プール	山根公園屋内プール	別子山市民プール
所 在 地	東雲町一丁目1番13号 ☎ 32-3595	角野新田町三丁目14番2号 ☎ 43-1411	別子山甲333番地の1 ☎ 64-2305
敷地面積	10,744㎡	7,400㎡	1,430㎡
構 造	鉄筋コンクリート造	(管理棟) 鉄筋コンクリート造2階建 (プール棟) 鉄骨造メタクリル板葺き	鉄筋コンクリート一部樹脂造
建設事業費	1億4,000万円	5億円	3,600万円
完 成	昭和47年5月31日	昭和63年9月30日	昭和57年3月25日
プール施設	(寸法) (水深平均) 流水プール 7m×170m 1.0m 子供プール 変 形 0.4m 幼児プール 変 形 最深 0.2m 最浅 0.1m スライダープール 20m×9m 0.7m 50mプール (公認) (9コース) 50m×20m 最深 1.6m 最浅 1.2m	(寸法) (水深平均) 25mプール(6コース) 25m×13m 1.1m 幼児プール 20m×3~4m 0.5m	(寸法) 25m×8m(4コース)

プール使用料

区 分		種 別		使 用 料		
個	東雲市民プール	普 通 券	大 人 (高校生以上)	1 人 2 時間まで60円 2 時間を超える 1 時間ごとに60円増		
			小 人 (中学生以下)	1 人 2 時間まで10円 2 時間を超える 1 時間ごとに20円増		
		ロ ッ カ ー 施 錠 使 用		1 ボックス 1 回10円		
人	山根公園屋内プール	普 通 券	大 人 (高校生以上)	1 人 2 時間まで450円 2 時間を超える 1 時間ごとに220円増		
			小 人 (中学生以下)	1 人 2 時間まで220円 2 時間を超える 1 時間ごとに110円増		
	共 通	回 数 券		普通券11枚綴として10枚分の料金		
団 体		30 人 以 上		普通料金の 1 割引		
		50 人 以 上		普通料金の 2 割引		
		100 人 以 上		普通料金の 3 割引		
占 用	東雲市民プール	区 分		9 時30分～13 時	13 時～17 時	17 時～20 時
		50 メートルプール	平 日	2,200 円	4,400 円	4,400 円
			日 曜 ・ 祝 日	3,300	5,500	5,500
			入場料を徴収する場合	本表に定める料金の倍額の範囲内で市長が別に定める額		
			許可時間を超える場合	1 時間を超えるごとに平日 770 円 日曜日、土曜日又は休日 1,100 円		
	山根公園屋内プール	区 分		10 時～13 時	13 時～17 時	17 時～21 時
		25 メートルプール	平 日	13,200 円	26,400 円	26,400 円
			日 曜 ・ 祝 日	19,800	33,000	33,000
			入場料等を徴収する場合	本表に定める料金の倍額の範囲内で市長が別に定める額		
			許可時間を超える場合	1 時間を超えるごとに平日 4,400 円 日曜日、土曜日又は休日 6,600 円		
目 的 外 使 用		使 用 1 日	本表に定める使用料を基準として市長が別に定める額			

※ 別子山市民プールの使用料は無料とする。

※ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が手帳等を提示して山根公園屋内プールを使用する場合半額（2時間までの使用に限る。）

※ 市内在住の65歳以上の方が年齢を証する書類を提示して、山根公園屋内プールを使用する場合半額（2時間までの使用に限る。）

エ 市営野球場

所 在 地	新須賀町三丁目 2 番54号 ☎ 34-0518
敷地面積	1 万 5,269㎡ 両翼 91m 中堅 118m
収容人員	本部スタンド 2,090人 内野スタンド 3,400人 外野スタンド 3,010人 計 8,500人
完 成	昭和60年 6 月30日
利用者数	21,422人(令和6年度)
使 用 料	

区分	使用時間	職 業	一 般	学 生	器 具 使用料
入場料を徴収する場合	全 日	66,000円	16,500円	8,250円	拡声装置 全日 2,090円 午前 1,100円 午後 1,430円
入場料を徴収しない場合	全 日	12,100	5,500	2,750	
	午 前	5,500	2,200	1,100	
練習に使用の場合	午 後	6,600	3,300	1,650	スコア ボード 1 試合 660円 電源 1 回 220円
	全 日	8,250	2,420	1,100	
	午 前	3,300	1,320	550	
	午 後	4,950	1,760	880	
	2 時間 以 内	—	660	270	

夜間照明使用料

使用時間	一 般	学 生
1 時 間 ご と	3,300円	1,100円

オ 市民テニスコート

所 在 地	庄内町二丁目地先及び南小松原町地先
敷地面積	1 万 9,605㎡
コート数	クレーコート 9 面・全天候型ウレタンコート 4 面・全天候型人工芝コート 6 面
完 成	昭和57年 4 月 1 日及び平成24年10月 1 日
利用者数	31,496人(令和6年度)

使 用 料

区分	使用時間	一般	学生
ハードコート・クレーコート 1 面につき	1 日	220 ^円	110 ^円
	午前	110	50
	午後	160	80
	2 時間以内	60	30
人工芝コート 1 面につき	1 時間まで	270	140
	2 時間まで	550	280
	1 時間増すごとに	270	140

カ 山根公園テニスコート

所 在 地	角野新田町三丁目12番
敷地面積	5,117㎡
コート数	全天候型人工芝コート 6 面 練習コート 3 面(壁打)
完 成	平成4年 3 月31日
利用者数	32,868人(令和6年度)
管 理 棟	
所 在 地	角野新田町三丁目12番 ☎ 43-2151
構 造	鉄筋コンクリート造平家建
建物面積	317㎡
室 構 成	事務室、更衣室、シャワー室、トイレ
完 成	平成4年 3 月
使 用 料	

区分	使用単位	使用者別	テニスコート (一面)	練習コート (一人)	摘 要
照明施設を使用しない場合	1 時間 まで	一 般	270	110	テニスコート使用者については、使用時間内に限り、練習コートの使用料を原則として無料とする。
		学 生	140	50	
	2 時間 まで	一 般	550	220	
		学 生	280	110	
	1 時間 増すご とに	一 般	270	110	
		学 生	140	50	
照明施設を使用する場合	1 時間 まで	一 般	600	220	
		学 生	470	160	
	2 時間 まで	一 般	1,210	440	
		学 生	940	330	
	1 時間 増すご とに	一 般	600	220	
		学 生	470	160	

備考：1 時間以内の端数が生じた場合は、1 時間とみなす

キ 武徳殿・重量挙練習場・弓道場

区 分	種 別	武 徳 殿	重 量 挙 練 習 場	弓 道 場
所 在 地		徳常町 4 番 6 号	東雲町一丁目 1 番25号	徳常町 4 番15号
敷 地 面 積 (㎡)		2,362	市民体育館敷地内	546
構 造		木造平家建	鉄骨鉄筋コンクリート造	木造平家建
建 物 面 積 (㎡)		568	(425)市民体育館延床面積に含まれる	射場 72.962 的場 29.540
完 成		昭和14年 6 月	令和元年 5 月	平成 5 年 3 月
使 用 料		無料	無料	無料
令和6年度の利用者数(人)		12,370	4,102	289

ク 山根市民グラウンド

昭和45年から、上部地区のスポーツの中心として、ソフトボール、野球、サッカー等に活用されている。

所 在 地 角野新田町三丁目 2822番地の9

敷地面積 1 万 3,403㎡

利用者数 27,814人(令和6年度)

使 用 料 夜間照明使用料

全面使用 3,000円

片面使用 1,500円

ケ 別子山市民グラウンド

所 在 地 別子山乙 304番地の8

敷地面積 1,470㎡

使 用 料 無料

サッカー場使用料(1面当たり)

コ 市営サッカー場(グリーンフィールド新居浜)

平成11年 8 月にオープンし、サッカーを主とするスポーツ振興を図っている。

所 在 地 観音原町乙109番地

☎ 66-2522

グラウンド数 2 面(第1・第2)

芝 面 積 22,220㎡(125m×178m)

グラウンド面積 7,140㎡(105m×68m)

東西観覧席 1,000席

利 用 者 数 35,198人(令和6年度)

施 設 概 要 管理棟、倉庫、公衆トイレ、
駐車場、駐輪場ほか

区 分	使 用 時 間		職 業	一 般	高校生以下 (高専生及び専修 学校生を含む)
入場料を徴収する場合	全 日	(9時～17時)	158,400 円	52,800 円	26,400 円
入場料を徴収しない場合	全 日	(9時～17時)	52,800	17,600	8,800
	半 日	(9時～13時) 又は(13時～17時)	26,400	8,800	4,400
	上記区分以外 1 時間当たり		6,600	2,200	1,100

1. 1面の2分の1以内で部分使用するときは、2分の1とする。

2. 全面(2面)使用するときは、2倍とする。

3. 1時間以内の端数が生じたときは、1時間とみなす。

サ 多喜浜体育館

中小企業に雇用される勤労者の福祉の増進と雇用の安定を図るため、雇用促進事業団(現 雇用・能力開発機構)と市の共有建築物として昭和59年3月20日に竣工し、昭和59年4月1日に設置。平成15年4月1日、雇用・能力開発機構からの譲渡により体育施設の一元化を図るとともに名称を「新居浜市多喜浜体育館」に改める。

所在地 多喜浜四丁目3番7号

☎ 46-2466

敷地面積 3,254.29㎡

構造 鉄筋コンクリート造一部2階建

建物面積 1,179.45㎡

建設事業費 1億3,460万円(うち雇用促進事業団出資金 8,960万円)

利用状況 (令和6年度・単位：人)

区 分	団 体	個 人
バレーボール	6,921	
卓球	184	1,360
バドミントン	1,291	
バスケットボール	842	
新体操	234	
その他	7,124	
計	16,596	1,360

合計利用日数 346日

合計利用人数 17,956人

利用日1日平均 51人

使用料

区 分		使用時間	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
全面使用	競技場		550円	550円	770円	1,870円
部分使用	競技場の2分の1未満の部分を使用する場合		全面使用の2分の1に相当する額			
	個人利用の場合	高校生及び一般	150円	150円	150円	
		小学生及び中学生	50	50	50	
	回数利用の場合	高校生及び一般	11枚綴 1,500円			
		小学生及び中学生	11枚綴 550円			

器具使用料

市民体育館の器具使用料と同じ

シ 東雲競技場

所在地 東雲町三丁目地先

敷地面積 13,000㎡

施設概要 全天候型300mトラック及び投てき場

利用者数 11,178人(令和6年度)

使用料 無料

ス 文化振興会館

昭和28年10月、第8回国民体育大会が四国四県で実施されたのを記念して建てられ、記念会館として、40年間市民の方々に利用されてきたものを、市民の生活文化の向上、健康増進の研修の場として、全面改築し、新居浜市文化振興会館として設置した。

所在地 徳常町4番8号

☎ 36-0800

敷地面積 609㎡

構造 鉄筋コンクリート造3階建

延床面積 993㎡

総事業費 2億2,800万円

完成 平成5年3月

建物 1階 第1研修室(44.46㎡)
調理実習室(40.15㎡)
大小浴室、男女更衣室、
トイレ、受付、展示ホール

2階 第2研修室(80.34㎡)
第3研修室(81.40㎡)
第4研修室(39.60㎡)
講師控室、トイレ

3階 第5研修室(153.92㎡)
講師控室、トイレ

利用者数 令和6年度 8,511人

使用料

(単位：円)

室名 \ 使用時間	9時～12時	12時～17時	17時～21時	9時～17時	12時～21時	9時～21時
第1会議室	440	550	770	1,100	1,320	1,870
第2会議室	770	1,100	1,430	1,980	2,530	3,410
第3会議室	770	1,100	1,430	1,980	2,530	3,410
第4会議室	440	550	770	990	1,210	1,650
第5会議室	1,430	2,090	2,750	3,740	4,840	6,490
調理実習室	660	770	990	1,320	1,540	2,090
展示ホール	330	440	660	880	1,100	1,540

注：他に、合宿料金、冷暖房費、ガス、電気等使用料が加算される。

セ 体育施設建設基金

令和7年3月31日現在の積立金額 667,551,338円

(1) 文化芸術事業

地域の芸術文化の振興とすそ野の拡大を課題とし、市民の自主的な芸能・文化活動の育成・促進を図る。

- 創作や表現の機会拡大
- 文化グループ・サークルの助成・広報
- 伝統芸能の発掘・伝承
- 芸術鑑賞の機会の拡大

文化遺産に対する正しい理解と認識を深め、その保存と活用を促進を図る。

- 文化財に対する理解と認識を深める。
- 文化財の愛護思想普及のための教育
- 文化財の調査研究記録を図る。

主な行事

ア 文化芸術活動の奨励

- ・第57回にいはま春の市民文化祭

令和6年4月6日～21日

市民文化センター大ホール

あかがねミュージアム

美術の部 入場者 2,271人

出品数 509点

芸術の部 入場者 2,091人

出演者 316人

・芸術文化プログラム

市内小中学生に対して瀬戸フィルハーモニー交響楽団による演奏鑑賞、合唱指導、金管楽器指導等

実施校 10校

・新居浜市美術展覧会

令和6年11月1日～11月10日

あかがねミュージアム

入場者数 3,012人 出品数 339点

イ 文化財の保存活用

- ・市内にある指定文化財の現況調査及び保存事業の実施

- ・郷土資料室「(愛称)ふるさとラボ」の運営

(事前予約制)

埋蔵文化財、民俗文化財、自然科学資料(岩石鉱石)などを展示活用している。

来館者 29人

(2) 文化施設

市民文化センター

施設の概要

所在地	繁本町8番65号 ☎ 33-2180	
敷地面積	18,285㎡	
構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階	鉄筋コンクリート造地下1階地上4階
建築面積	3,713㎡	2,166㎡
延床面積	5,219㎡	4,620㎡
ホール	大ホール(1,163席)	中ホール(固定486席、車いす席3席)
会議室	—	洋室10、和室2
教室	—	料理・茶華各1、視聴覚1
プラネタリウム	—	プラネタリウム室(72席)
その他	高齢者社交室	展示室1、相談室、保育室
駐車場	駐車可能台数 170台	
建設事業費	3億5,000万円	5億4,400万円
完成	昭和37年11月3日	昭和49年8月9日

改修	工 期	昭和61年12月18日～昭和62年 4 月25日	
	工 事 費	4 億 500万円	
	工事概要	せり舞台を新設(約100㎡) 舞台天井・側面に音響反射板の新設 客席の幅を拡大 前部客席に床暖房設備を設置 防音扉の設置	
	平成23年度	楽屋新築及び既設楽屋改修 58,289千円	
	平成24年度～26年度 耐震工事の実施		
	工事費	24年度 17,850千円	耐震診断及び補強設計
		25年度 92,075千円	別館耐震工事等
		26年度 53,795千円	大・中ホールの耐震補強工事及び本館耐震工事

使 用 料

大・中ホール、会議室等使用料金表

使用時間 室 名		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	備 考 (定員・広さ等)
		9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 22時	9時～ 17時	12時～ 22時	9時～ 22時	
大 ホ ー ル	平 日	円 9,900	円 16,500	円 23,100	円 26,400	円 39,600	円 49,500	固定席 1,163席
	日曜日、土曜日 又は休日	11,000	19,800	26,400	30,800	46,200	57,200	
中 ホ ー ル	平 日	4,400	7,700	11,000	12,100	18,700	23,100	固定席 486席 車いす席 3席
	日曜日、土曜日 又は休日	5,500	9,900	13,200	15,400	23,100	28,600	
教 室 ・ 会 議 室	視聴覚教室	1,100	1,540	2,310	2,530	3,300	3,850	100人 294㎡
	茶華道教室	880	1,320	1,980	2,200	2,860	3,300	40人 30畳
	料理教室	1,100	1,540	2,310	2,530	3,300	3,850	25人 100㎡
	展示室	550	880	1,320	1,430	1,870	2,200	50㎡
	大会議室	1,650	2,420	3,630	4,070	5,280	6,050	135人 202㎡
	中会議室	770	1,100	1,650	1,870	2,420	2,750	30人 50㎡ 3室 42人 60㎡ 1室 30人 68㎡ 2室 60人 108㎡ 1室
	小会議室	440	660	990	1,100	1,430	1,650	15人 25㎡ 2室
	小会議室 (和室)	440	660	990	1,100	1,430	1,650	10人 10畳 2室

冷暖房装置使用料金表

区分 種別	単位	大ホール	ロビー (大ホール)	中ホール	教室、会議室
冷 房	1 時間	2,750 円	1,100 円	1,650 円	室利用料金の 5 割
暖 房	1 時間	1,100	550	770	” 3 割

器具等使用料金表

区分 種別	器 具 等 名	数量	1 回の 使用料	摘 要
大ホール 特設舞台	所 作 舞 台	1 式	2,200 円	
	ひ な 壇	1 式	550	5 枚 1 組
	迫 り 舞 台	1 式	2,200	
大ホール 照明器具	第 1 ボーダーライト	1 式	550	
	第 2 ボーダーライト	1 式	550	
	アッパーホリゾント ラ イ ト	1 式	440	
	ロアーホリゾント ラ イ ト	1 式	550	
	フットライト	花道	1 式	110
		舞台	1 式	330
	第 1 シーリング スポットライト	1 式	770	
	第 2 シーリング スポットライト	1 式	770	
	天井反射板ライト	1 式	770	
	ステージスポット ラ イ ト	1 式	550	4 台 1 組
	センタースポット ラ イ ト	1 台	550	
	スポット ライト	500 ワ ッ ト	1 台	110
		1 キロ ワ ッ ト	1 台	220
		1.5 キロ ワ ッ ト	1 台	330
	エ フ ェ ク ト プロジェクター	1 台	550	
	ミ ラ ー ボ ー ル	1 台	110	
	マルチストロボ	1 式	220	
	テレビコンセント	1 個	1,100	
中ホール 照明器具	第 1 ボーダーライト	1 式	440	
	第 2 ボーダーライト	1 式	440	
	アッパーホリゾント ラ イ ト	1 式	440	
	ロアーホリゾント ラ イ ト	1 式	550	
	フ ッ ト ラ イ ト	1 式	330	
	シ ー リ ン グ スポットライト	1 式	880	
	セ ン タ ー スポットライト	1 台	550	
	スポット ライト	500 ワ ッ ト	1 台	110
		1 キロ ワ ッ ト	1 台	220

区分 種別	器 具 等 名	数量	1 回の 使用料	摘 要
諸 道 具	演 台 設 備	1 式	330 円	椅子、 花台付
	赤 毛 布	1 式	110	
	金 屏 風	1 双	550	
	松 羽 目	1 式	550	
	紗 幕	1 式	1,100	
	暗 幕	1 式	110	
	ピ (フルコンサート) ア (フルコンサート)	1 台	6,600	調律料 含まず
映 写 機 及び器具	ピ (セミコンサート) ア (セミコンサート)	1 台	1,650	調律料 含まず
	16ミリ (35ミリ) 映写機 5 巻以内	1 台	2,200	1 巻ます ごとに220
	ス ク リ ー ン	1 式	1,100	
	オーバーヘッド プロジェクター	1 式	550	
	スライド映写機	1 式	1,100	
	ビデオ放映装置	1 式	330	
	拡 声 装 置 (マイク 3 本付)	1 式	1,650	
音響器具	演 台 マ イ ク	1 式	550	
	マイクロホーン	1 式	220	
	レコードプレーヤー	1 式	330	
	テープレコーダー	1 台	330	テープ を除く
	ワイヤレスマイク	1 本	220	
	コ ン パ ク ト ディスクプレーヤー	1 台	330	

使用料の額は、使用時間に係る区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- (1) 午前、午後又は夜間 1 回の使用料の額
- (2) 昼間又は昼夜間 2 回の使用料に相当する額
- (3) 全日 3 回の使用料に相当する額

プラネタリウム観覧料

区 分	単位	観 覧 料 金	
		個 人	団体(30名以上)
大 人	1 人	60 円	40 円
高 校 生 ・ 高 専 生	1	30	15
中学生・小学生・幼児	1	10	5

利用状況

	階	室 名	令和4年度		5年度		6年度	
			利用回数	利用人員	利用回数	利用人員	利用回数	利用人員
本館	1	大ホール	191回	28,022人	200回	28,729人	157回	25,866人
	1	大ホールロビー	0	0	0	0	2	873
別館	1	中ホール	201	11,074	234	14,260	237	16,735
	2	茶華道教室	72	72	66	164	68	178
	2	展示室	90	263	62	128	63	181
	2	料理教室	65	80	67	256	57	105
	3	プラネタリウム	59	288	72	416	70	445
	3	視聴覚教室	170	4,498	178	5,291	181	6,159
	3	小会議室(和室)	148	133	154	239	132	127
	3	小会議室	350	1,436	337	1,379	402	1,525
	1・3・4	中会議室	1,160	11,470	1,141	13,209	1,143	11,850
	4	大会議室	219	9,459	217	8,493	197	9,069

(3) 別子山ふるさと館

設置趣旨 別子山地区の自然、歴史、風土、芸術、民俗等に関する資料の収集展示を行い、文化の向上を図る。

所在地 別子山甲345番地の1
☎64-2305

敷地面積 2,819㎡
構造 木造2階建
建設事業費 9,197万9千円
完成 平成2年7月31日
建物構造 資料館1棟 233㎡
管理棟1棟 127㎡
使用料 無料

(4) 文化財

ア 指定・登録文化財の状況 (R7.4.1現在)

区 分	国指定	県指定	市指定	国登録	合計
建造物	1	1	4	20	26
絵画			3		3
彫刻		1	10		11
工芸		3	5		8
古文書			3		3
考古資料		1	3		4
歴史資料			5		5
無形民俗文化財			3		3
史跡		1	22		23
名勝	1	1	2		4
天然記念物	2	3	16		21
合 計	4	11	76	20	111

イ 国指定文化財

(R7.4.1現在)

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
旧広瀬家住宅	建造物	上原二丁目10番52号	新居浜市	平15. 5. 30
旧広瀬氏庭園	名勝	上原二丁目10番52号	新居浜市	平30. 2. 13
一宮神社のクスノキ群	天然記念物	一宮町一丁目3番1号	一宮神社	昭26. 6. 9
銅山峰のツガザクラ群落	〃	立川町、別子山	新居浜市	平31. 2. 26

ウ 県指定文化財

(R7.4.1 現在)

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
経堂「大転輪蔵」	建 造 物	山根町8番1号	瑞 応 寺	昭 45. 3. 27
木造薬師如来坐像	彫 刻	高木町3番21号	河 内 寺	54. 9. 14
太刀 無銘	工 芸		個 人 蔵	39. 3. 27
銅銭承和昌宝	〃	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	40. 4. 2
金銅密教法具	〃	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	40. 4. 2
金子山古墳出土品	考 古 資 料	西の土居町二丁目16番47号	慈 眼 寺	63. 4. 19
別子銅山口屋跡	史 跡	西町6番2号	新 居 浜 市	24. 9. 17
別子ライン	名 勝	立川山大永山	新 居 浜 市	30. 11. 4
瑞応寺のイチョウ	天然記念物	山根町8番1号	瑞 応 寺	31. 11. 3
赤石山の高山植物	〃	赤石山系	新居浜市、四国中央市	32. 12. 14
久貢山のソテツ	〃	多喜浜六丁目4番55号	天 野 市 三	32. 12. 14

エ 市指定文化財

(R7.4.1 現在)

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
大元神社本殿	建 造 物	大島字宮山	大 島 八 幡 神 社	昭 52. 4. 7
宝篋印塔	〃	郷四丁目	上 郷 自 治 会	52. 4. 7
狛 犬	〃	東田三丁目1229番地	東 台 神 社	52. 4. 7
立川銅山師奉納常夜灯	〃	一宮町一丁目3番1号	一 宮 神 社	令 2. 9. 11
金胎両界曼荼羅	絵 画	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	昭 40. 6. 3
弘法大師御影像	〃	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	40. 6. 3
絵馬「渡辺綱鬼女退治図」	〃	新須賀町三丁目4番5号	堀 江 神 社	60. 10. 3
釈尊誕生仏	彫 刻	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	40. 6. 3
十二神将像	〃	高木町3番21号	河 内 寺	52. 4. 7
木造聖観世音菩薩立像	〃	萩生2635番地	萩 生 寺	52. 4. 7
随 神	〃	八雲町10番16号	宗 像 神 社	52. 4. 7
牛王宝印	〃	八雲町10番16号	宗 像 神 社	52. 4. 7
蛙 股	〃	八雲町10番16号	宗 像 神 社	52. 4. 7
仏海上人作仏像	〃	大島143番地	吉 祥 寺	53. 4. 6
木造聖観音菩薩坐像	〃	別子山乙551番地5	圓 通 寺	平 15. 11. 4
木造大日如来坐像	〃	別子山乙551番地5	圓 通 寺	15. 11. 4
木造阿弥陀如来立像	〃	別子山乙551番地5	圓 通 寺	15. 11. 4
太刀 銘伝三条小鍛冶宗近作	工 芸	一宮町一丁目3番1号	一 宮 神 社	昭 40. 6. 3
仏舍利塔と舍利器	〃	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	40. 6. 3
鉄鉢と二十五条麻袈裟	〃	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	40. 6. 3
獅子王御太刀	〃	八幡二丁目4番69号	八 幡 神 社	52. 4. 7
孔雀文金銅磬	〃	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	52. 4. 7
秘法三十二箇巻	古 文 書	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	40. 6. 3
白石家文書	〃	北新町10番1号	新 居 浜 市	平 16. 8. 5
野田家文書	〃	北新町10番1号	新 居 浜 市	16. 8. 5
銭がめと古銭	考 古 資 料		個 人 蔵	昭 52. 4. 7
古宮経塚出土「経筒」	〃	繁本町8番65号	新 居 浜 市	60. 10. 3
正光寺山古墳群出土遺物	〃	繁本町8番65号	新 居 浜 市	平 25. 3. 13
西条藩領地鳥瞰図屏風	歴 史 資 料	坂井町二丁目8番1号	新 居 浜 市	昭 60. 10. 3
石造地藏菩薩立像	〃	別子山乙551番地7	圓 通 寺	平 15. 11. 4
圓通寺棟札	〃	別子山乙551番地7	圓 通 寺	15. 11. 4

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
瓜生野御堂棟札	歴 史 資 料	別子山瓜生野	近 藤 利 枝	平 15. 11. 4
銅山略式志	〃	上原二丁目10番42号	広瀬歴史記念館	令 3. 4. 2
とうどおくり	無形民俗文化財	大島	大 島 自 治 会	昭 53. 4. 6
じょうさ節	〃	垣生	じょうさ節保存会	53. 4. 6
かぶと踊り	〃	船木	かぶと踊り保存会	平 16. 8. 5
五輪塔群	史 跡	西の土居町二丁目	西の土居自治会	昭 40. 6. 3
大師泉縄文遺跡	〃	萩生 801番地	萩 生 東 老 人 会	52. 4. 7
唐津塚	〃	上原二丁目	新 居 浜 市	52. 4. 7
小山古墳	〃	垣生小山	大 師 堂	52. 4. 7
桧端住居跡	〃	船木4638番地の2	安 葉 誠 之 助	52. 4. 7
河内寺の塔礎石	〃	高木町 3番21号	河 内 寺	52. 4. 7
深尾権太輔の墓	〃	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	52. 4. 7
星原市	〃	星原町 4 番	矢 野 忠 俊	52. 4. 7
久貢屋敷と天野喜四郎の墓	〃	多喜浜六丁目4番55号	天 野 市 三	53. 4. 6
つづら淵	〃	若水町二丁目 5番	つづら淵保存会	53. 4. 6
金子城跡	〃	金子山	新 居 浜 市	53. 4. 6
岡崎城跡	〃	上郷郷山	新 居 浜 市	53. 4. 6
横山古墳群	〃	中萩町 13番	新 居 浜 市	53. 4. 6
金子山古墳	〃	金子 15番地	慈 眼 寺	58. 1. 6
三義民の碑	〃	宇高町二丁目 6番 観音堂	宇 高 自 治 会	60. 6. 6
村上平兵衛の墓	〃	又野二丁目 5番 阿弥陀堂	又 野 自 治 会	60. 6. 6
高橋弥市左衛門の墓	〃	宇高町二丁目 6番 観音堂	宇 高 自 治 会	60. 6. 6
高橋孫兵衛の墓	〃	宇高町二丁目 1番52号 地藏堂	高 橋 寛 一	60. 6. 6
高橋孫兵衛屋敷跡地	〃	宇高町二丁目	高 橋 寛 一	60. 6. 6
金子備後守供養塔を中心とする墓	〃	西の土居町二丁目16番47号	慈 眼 寺	60. 12. 5
広瀬家墓所	〃	山田町 217番地の 1	新 居 浜 市	平 16. 8. 5
正光寺山古墳群	〃	坂井町二丁目 1419番	新 居 浜 市	25. 3. 13
銚子の滝	名 勝	大生院大野山	新 居 浜 市	昭 53. 4. 6
樽の滝(窓の滝)	〃	種子川山	新 居 浜 市	53. 4. 6
バクチノキの群生	天然記念物	大島字宮山	大島八幡神社	52. 4. 7
ミョウショウジザクラ	〃	黒島二丁目 7番 70号	明 正 寺	52. 4. 7
法泉寺のムクノキ	〃	垣生四丁目 9番 12号	法 泉 寺	52. 4. 7
大師泉のオオバタネツケバナ	〃	萩生 801番地	萩 生 東 老 人 会	52. 4. 7
ヤクシマツバキ	〃	大生院大野山谷	曾我部 伊与一	52. 4. 7
漣痕	〃	荷内町 2番 5号	真 鍋 麻 直	52. 4. 7
アッケシソウ	〃	阿島二丁目 14番 1号	岡 田 秋 稔	59. 7. 5
中央構造線小河谷断層	〃	萩生1833番地～2960番地の1	伊 達 逸 司	60. 1. 10
宗像神社の参道と社叢	〃	八雲町 10番 13号	宗 像 神 社	60. 11. 5
黒嶋神社のツバキ群生林	〃	黒島 779番地の 1	黒 嶋 神 社	60. 12. 5
三島神社の社叢	〃	船木甲 5371番地	三 島 神 社	60. 12. 5
龍河神社の社叢	〃	立川町 496、497番地ほか	龍 河 神 社	63. 5. 12
山城八幡神社社叢	〃	別子山甲 130番地	山城八幡神社	平 15. 11. 4
オオモミジ	〃	別子山乙 551番地 13	圓 通 寺	15. 11. 4
保土野溪谷甌穴群	〃	別子山保土野乙 475番 8地先ほか	国 土 交 通 省	15. 11. 4
エドヒガンザクラ	〃	別子山乙 83番 1	別子校区連合自治会	25. 3. 13

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	登録年月日
遠登志橋	土木構造物	立川町 620 番地 1 地先	新 居 浜 市	平 17. 12. 26
住友化学工業愛媛工場歴史資料館	建 築 物	惣開町 5 番 1 号	住友化学株式会社	13. 4. 24
武徳殿	〃	徳常町 4 番 6 号	新 居 浜 市	16. 3. 2
旧別子鉱山鉄道端出場鉄橋(足谷川鉄橋)	〃	立川町 682 番地先ほか	住友金属鉱山(株)別子事業所	21. 8. 7
旧別子鉱山鉄道端出場隧道	〃	立川町 682 番地	住友金属鉱山(株)別子事業所	21. 8. 7
旧泉寿亭特別室棟	〃	立川町 707 番 3	(株)マイントピア別子	21. 8. 7
山根競技場観覧席	工 作 物	角野新田町三丁目 2822 番 9	新 居 浜 市	21. 8. 7
旧山根製錬所煙突	〃	角野新田町三丁目 2822 番 1	新 居 浜 市	21. 8. 7
旧端出場水力発電所	建 築 物	立川町 594 番地	新 居 浜 市	23. 1. 26
旧住友鉱業株式会社別子鉱業所長社宅主屋	〃	星越町乙 1903 番地 1	新 居 浜 市	令 2. 8. 17
旧住友鉱業株式会社別子鉱業所長社宅応接棟	〃	星越町乙 1903 番地 1	新 居 浜 市	2. 8. 17
旧住友鉱業株式会社別子鉱業所長社宅茶室	〃	星越町乙 1903 番地 1	新 居 浜 市	2. 8. 17
旧住友別子鉱山株式会社社外外国人技師東社宅	〃	星越町乙 1900 番地	新 居 浜 市	2. 8. 17
旧住友別子鉱山株式会社社外外国人技師西社宅	〃	星越町乙 1900 番地	新 居 浜 市	2. 8. 17
旧住友化学工業株式会社幹部社宅	〃	星越町乙 1896 番地 1	新 居 浜 市	2. 8. 17
旧住友共同電力株式会社幹部社宅	〃	星越町乙 1900 番地	新 居 浜 市	2. 8. 17
旧住友共同電力株式会社監査役社宅	〃	星越町乙 1857 番地 1	新 居 浜 市	2. 8. 17
村上家住宅主屋	〃	大島甲 137	村 上 和 夫	6. 8. 15
村上家住宅表門及び南塀	〃	大島甲 137	村 上 和 夫	6. 8. 15
村上家住宅御成門及び東塀	〃	大島甲 137	村 上 和 夫	6. 8. 15

(5) 文化振興基金

令和 7 年 3 月 31 日現在の積立金額 791,631,817 円

16 総合文化施設 (あかがねミュージアム)

総合文化施設は、新居浜の歴史、文化及び芸術を通して、市民が集い、出会い、交流する場を提供することで、文化の継承、発展、創造と次世代のひとづくりを目指して、平成 25 年 3 月建設に着手し、平成 27 年 6 月末竣工、平成 27 年 7 月 18 日にオープンした。

この施設は、太鼓台ミュージアム、にいはまギャラリー、ホール、スタジオ、アート工房等の総合文化施設と、美術を通して出会いと交流を育む場である展示室、市民ギャラリーを有する美術館で構成されている。

施設の管理運営は、開館当初より指定管理制度を導入しており、現在はあかがねミュージアム運営グループが行っている。

美術館では、イギリスの作家たちからアメリカの建築家までを、約 170 点の作品を通じて紹介する「アーツ・アンド・クラフツとデザイン ウィリアム・モリスからフランク・ロイド・ライトまで」を開催。アーツ・アンド・クラフツの潮流の影響を受けた日暮別邸と建築家・野口孫市の足跡に着目した。

「三沢厚彦 ANIMALS IN NIIHAMA」は、日本を代表する現代彫刻家、三沢厚彦の樟の丸太から彫り出した等身大の動物を展示した。三沢がイメージする ANIMALS

は圧倒的な存在感で鑑賞者の目を惹きつけた。「手塚治虫展」では、「マンガの神様」である手塚治虫が生涯手がけた原稿から厳選した約 300 枚と、映像・資料・愛用の品々などをあわせて紹介し、多くの鑑賞者が「手塚ワールド」を楽しんだ。美術館所蔵作品を展示するコレクション展は、学芸員の視点で選んだテーマに基づいて作品を展示・紹介した。

入館者数

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
4 月	12,669	11,940	11,589
5 月	12,786	15,420	15,328
6 月	9,734	11,310	12,386
7 月	13,458	15,956	12,487
8 月	13,405	21,696	11,830
9 月	8,686	13,124	11,489
10 月	13,065	14,106	13,454
11 月	16,492	13,648	13,186
12 月	13,273	15,141	13,983
1 月	15,978	21,676	15,751
2 月	15,756	13,726	14,204
3 月	10,440	12,792	10,397
計	155,742	180,535	156,084